

# 瀬戸内市こども計画

計画期間：令和7年度～令和11年度

安心して子育てができるまち 瀬戸内市  
みんなでしようや 子育て支援



令和7年3月  
瀬戸内市



## は じ め に

我が国では、出生数の減少傾向が続いています。国や自治体はこどもが健やかに生まれ育つ環境整備の施策を進め、事業主による雇用環境整備の取組も行ってきました。それでもなお、少子化への対策をより強化し、推進することが求められています。

このような状況の中、国はすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送れる社会、「こどもまんなか社会」の実現に向けて取り組んでいます。その一環として、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、同年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、少子化対策、こども・若者の育成支援、こどもの貧困対策が推進されています。

本市においては、これまでに令和2年3月に策定した「第2期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「こども」を取り巻く「家庭」、「地域」を主体として位置づけ、福祉・保健・教育などの子育てに関わる部署が相互に連携し、こどもと子育てにやさしい社会の構築に取り組んできました。

このたび、これまでの取組を継承しつつ、一人ひとりのこども・若者が健やかに育ち、社会の一員として成長できる環境整備と、こども・子育てに関するさまざまなサービスの確保を目指し、令和11年度までの5年間を計画期間とする「瀬戸内市こども計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、家庭を築き、こどもを産み育てる人々の希望がかなえられるとともに、子育ての喜びや楽しさが感じられる「安心して子育てができるまち 瀬戸内市 みんなでしようや 子育て支援」を実現するため、関係機関との連携や地域住民との協働の下、子育て支援、少子化対策、こども・若者支援、そしてこどもの貧困対策を積極的に推進します。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、「瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査やパブリックコメントなどを通じて、多くの市民の皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、心から感謝申し上げます。

令和7年3月



瀬戸内市長 武久 顕也

## 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画策定の経緯	3
4 計画の期間	4
5 計画の対象	4
第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題	5
1 統計からみる瀬戸内市の状況	5
2 アンケート結果の概要	12
3 瀬戸内市のこども・子育てを取り巻く現状と課題	22
第3章 計画の基本理念、基本目標	25
1 基本理念	25
2 基本目標	25
第4章 施策の展開	27
基本目標1 こども・若者の健康を支える環境づくり	28
基本目標2 こども・若者の健全育成のための環境づくり	35
基本目標3 こども・若者が希望を持てる環境づくり	38
基本目標4 配慮が必要なこども・若者を支援する仕組みづくり	42
第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策	48
1 教育・保育提供区域の設定	48
2 保育の必要性の認定について	48
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	48
4 人口の見込み	49
5 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育）	50
6 地域子ども・子育て支援事業	53
第6章 計画の推進	64
1 施策の実施状況の点検	64
2 国・県等との連携	64
資料編	65
1 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会	65
2 策定経過	68

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

本市は、令和2年3月に「第2期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心して子育てができるまち 瀬戸内市 みんなでしようや 子育て支援」を基本理念として、4つの基本目標を設定し、市の実情に応じた子育て支援策を進めています。

また、市の最上位計画である「第3次瀬戸内市総合計画」においても、「安心して笑顔で子育てできるまち」、「働きながらも安心して子育てできるまち」を基本施策として掲げており、子育て支援施策は市の重要施策に位置づけられています。

我が国の少子化は急速に進行しており、令和5年の出生数は72万7,277人で、統計開始以来最少の数字となり、合計特殊出生率も1.20と過去最低となりました。

また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、育児不安を抱える家庭の増加、こどもの貧困問題、ヤングケアラーなど、課題が顕在化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国では、次世代を担う子どもたちの育成を支援するためのさまざまな事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

こうした状況を踏まえ、次代の社会を担うすべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、こどもまんなか社会の実現に向けてこどもの最善の利益を第一に考え、常にこどもの視点に立った政策を推進することを目的としたこども家庭庁が発足しました。さらに同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」を通じてこどもを産み育てやすい環境の整備を加速させるとともに、こどもの命や安全を守る施策を強化し、こどもの視点に立って、こどもを巡る課題に適切に対応するための体制整備が進められています。

こうした背景を踏まえ、本市では、現行の「第2期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」に基づき進めてきた子ども・子育て支援を承継しながら、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえ、こども施策を総合的かつ強力に推進するものとして子どもに関する計画を一体的に策定する「瀬戸内市こども計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

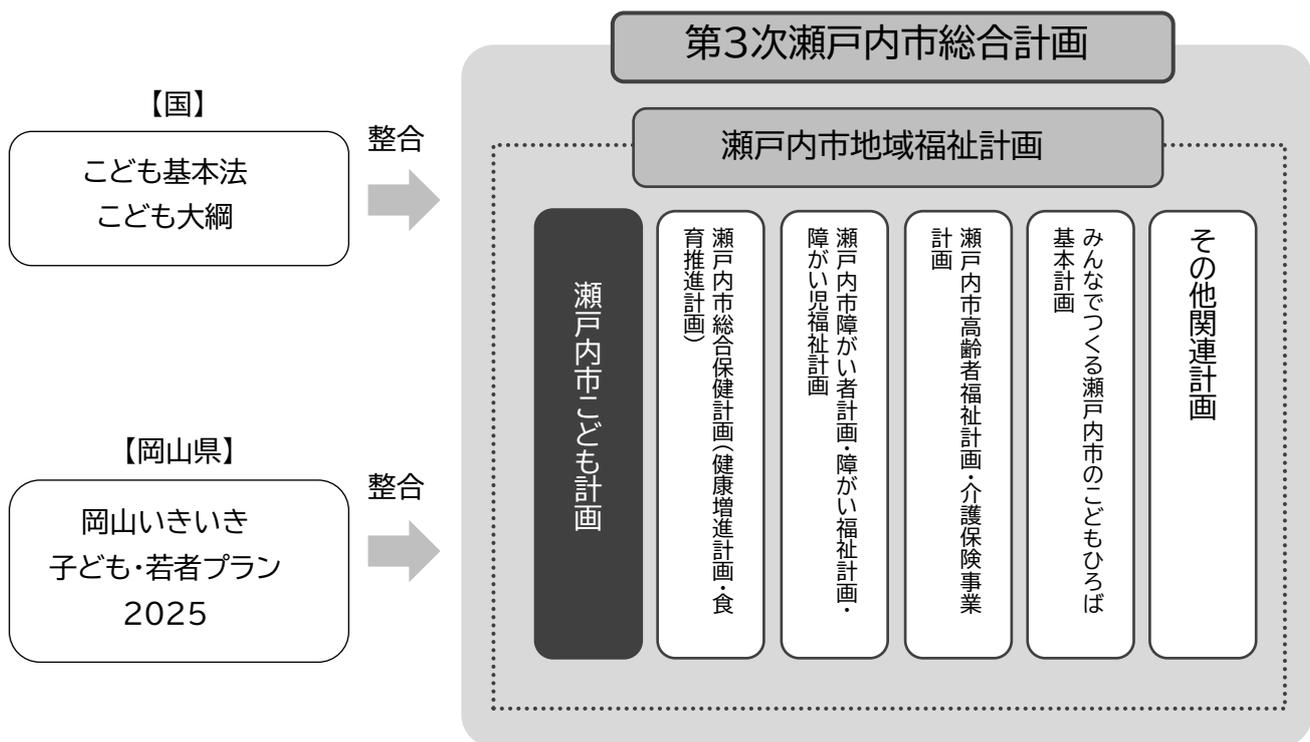
## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、「子ども・子育て支援法」による「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援対策推進法」による「市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」による「市町村計画」、「子ども・若者育成支援推進法」による「市町村子ども・若者計画」の役割を担っています。また、「少子化社会対策基本法」に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処する施策についても本計画で位置づけるものとしします。

### (2) 関連計画との整合・連携

第3次瀬戸内市総合計画やこども・子育てに関連する分野の部門別計画との整合・連携を図るとともに、地域福祉計画、健康増進計画・食育推進計画、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画等をはじめとした、他の計画などとの整合を図ります。



### (3)SDGsとの関連

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて採択された、令和 12 年までにすべての国が取り組むべき 17 のゴールから成る国際目標です。SDGs は、あらゆる格差と不平等を解消していくことを根本理念としており、貧困、教育、健康、労働、ジェンダー、環境など多くの項目が本計画に関連しています。

そのため、本計画に掲げる施策を推進するにあたっては SDGs の目標を意識して取り組み、こどもの最善の利益が実現される社会を目指します。



## 3 計画策定の経緯

### (1)市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、令和 6 年 1 月に「子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握しました。調査対象は、瀬戸内市在住の就学前児童（0 歳～5 歳）の保護者、小学生低学年児童（6 歳～8 歳）の保護者（無作為抽出）を対象として実施しました。また、市内の小学 5 年生、中学 2 年生を対象に子育てや将来のこと、まちづくりに興味・関心を抱き、当事者意識を高めることを目的としてアンケート調査を実施しました。

就学前と小学生の保護者に対する調査については、国から示された調査項目及び集計方法に基づき実施し、潜在需要も含めて、ニーズ調査の結果の分析を行いました。

### (2)パブリックコメントの実施

計画内容について、市民からの幅広い意見を収集するため、令和 7 年 1 月 25 日から 2 月 27 日まで、計画素案に対する意見募集を実施しました。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、量の見込みや確保方策などに変更の必要性が生じた場合は、適宜見直すものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画					瀬戸内市こども計画				

## 5 計画の対象

本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえて「心身の発達の過程にある者」をいうこととします。また、制度に準じる場合には「こども」や「子供」と表記することとし、特に子ども・子育て支援法における教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の対象となる者は「子ども」と表記します。

「若者」については、その対象を思春期から青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者とします。

「青少年」については、乳幼児期から青年期までの者をさします。

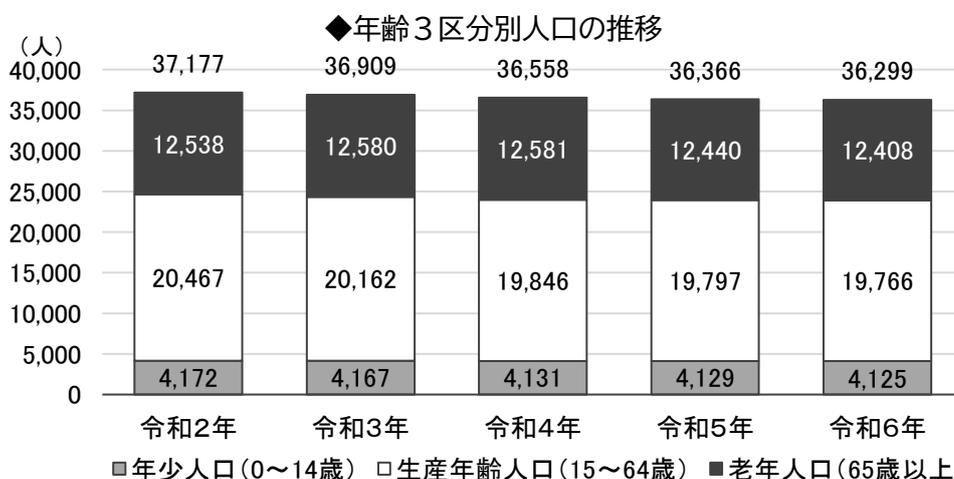
# 第2章 こども・子育てを取り巻く現状と課題

## 1 統計からみる瀬戸内市の状況

### (1)人口の状況

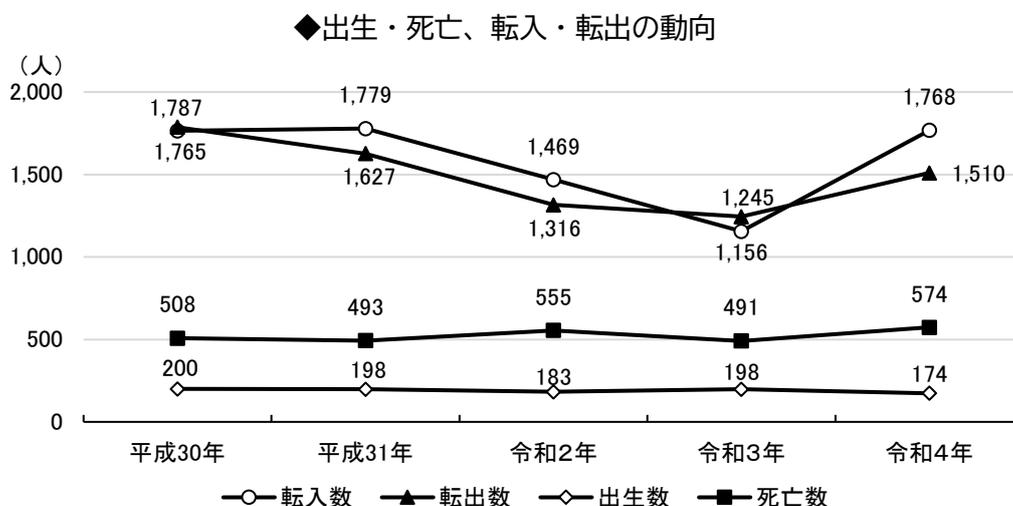
#### ①年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年で36,299人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向、老年人口（65歳以上）は令和4年までは増加していましたが、令和5年以降減少しています。



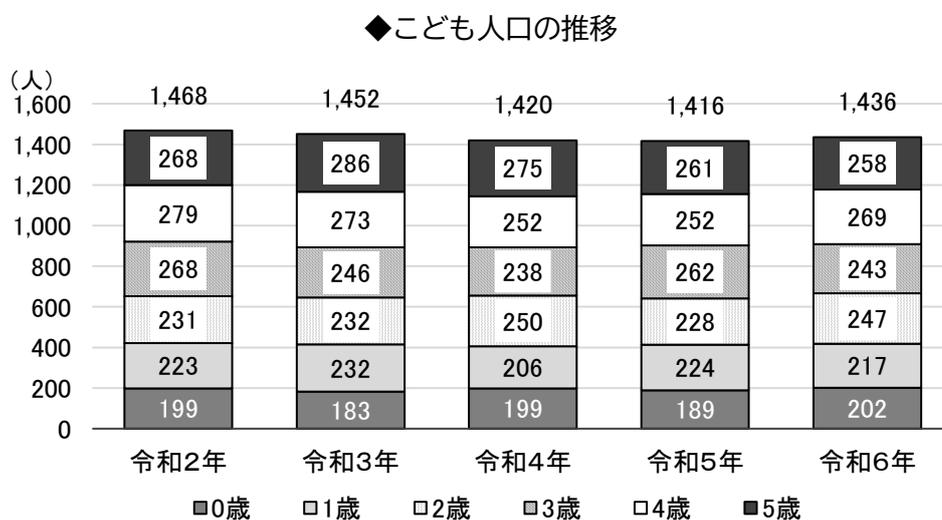
#### ②人口動態の推移

本市では、出生数が死亡数を下回っており、自然減が続いています。転入・転出の状況では年により増減はありますが、令和4年では転入数が転出数を上回る社会増となっています。



### ③年齢別就学前児童数の推移

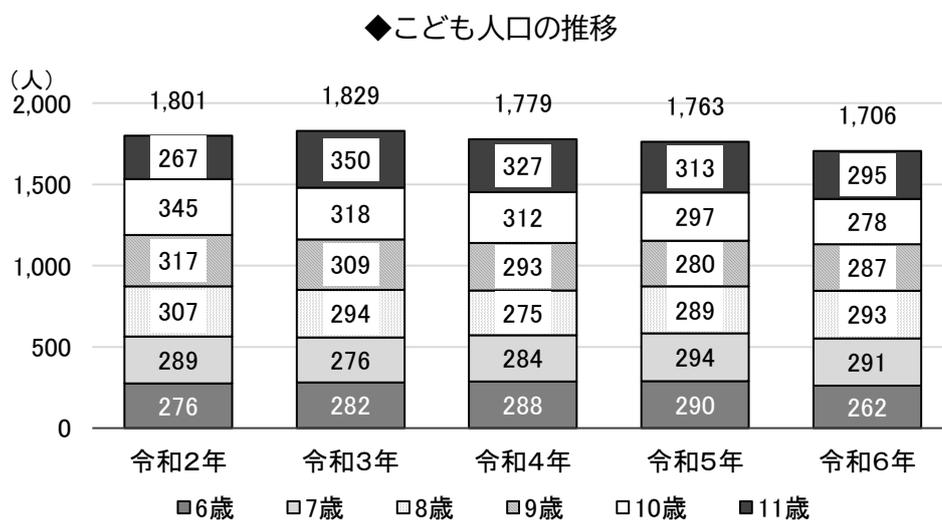
本市の0歳から5歳のこども人口は令和5年までは減少していましたが、令和6年に増加に転じており、令和6年4月現在で1,436人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

### ④年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳のこども人口は令和3年以降減少しており、令和6年4月現在で1,706人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

◆0～19歳人口の推移と推計値

	実績値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	202	197	198	197	197	196
1歳	217	231	226	227	227	227
2歳	247	237	253	248	250	250
3歳	243	261	251	268	262	264
4歳	269	252	272	261	279	273
5歳	258	276	259	279	268	287
6歳	262	261	278	261	282	271
7歳	291	263	262	280	262	284
8歳	293	290	264	263	280	263
9歳	287	293	290	264	263	280
10歳	278	286	292	289	262	262
11歳	295	278	287	292	288	263
12歳	311	293	276	284	290	286
13歳	322	311	293	276	285	290
14歳	350	322	311	293	276	284
15歳	277	350	322	311	292	275
16歳	319	275	347	319	308	290
17歳	303	321	276	349	321	310
18歳	287	294	311	268	339	313
19歳	331	289	296	315	271	344
0～5歳	1,436	1,454	1,459	1,480	1,483	1,497
6～11歳	1,706	1,671	1,673	1,649	1,637	1,623
12～14歳	983	926	880	853	851	860
15～17歳	899	946	945	979	921	875
18～19歳	618	583	607	583	610	657

資料：住民基本台帳（令和6年3月末現在）

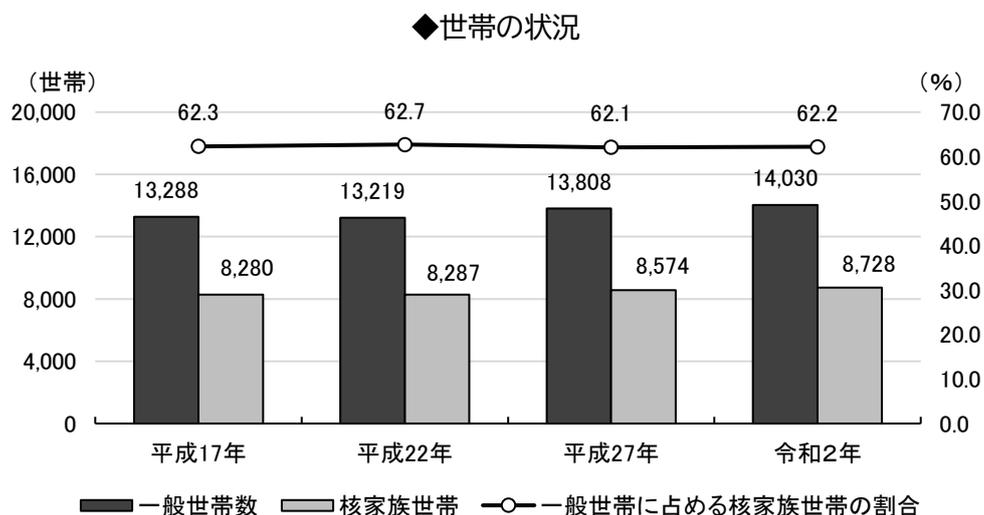
※人口の推計値は平成31年から令和6年3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法※1により推計しています。

※1 コーホート変化率法：同じ年（または同じ期間）に生まれた人の集団について、過去における実績人口の変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。

## (2)世帯の状況

### ①一般世帯・核家族世帯の状況

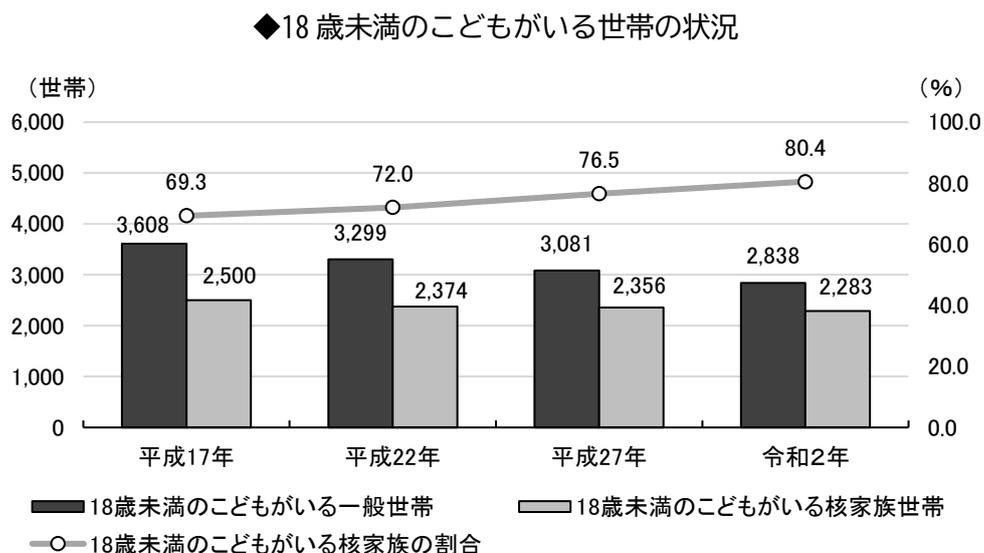
本市の核家族世帯数は年々増加しており、令和2年で8,728世帯となっています。また、一般世帯数は平成17年から平成22年にかけて減少し、その後増加していますが、一般世帯に占める核家族世帯の割合は平成27年以降概ね横ばいとなっています。



資料：国勢調査

### ②18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で2,838世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯も年々減少していますが、核家族世帯の割合は増加しています。

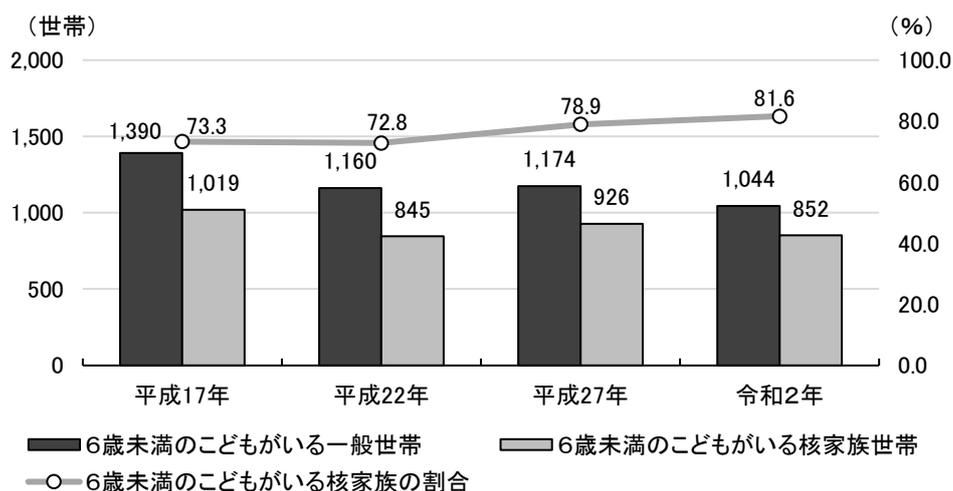


資料：国勢調査

### ③ 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

本市の6歳未満のこどもがいる一般世帯数は減少傾向となっており、令和2年で1,044世帯となっています。また、6歳未満のこどもがいる核家族世帯は増減を繰り返していますが、令和2年で852世帯となっています。6歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は平成22年以降増加傾向で推移しています。

◆ 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

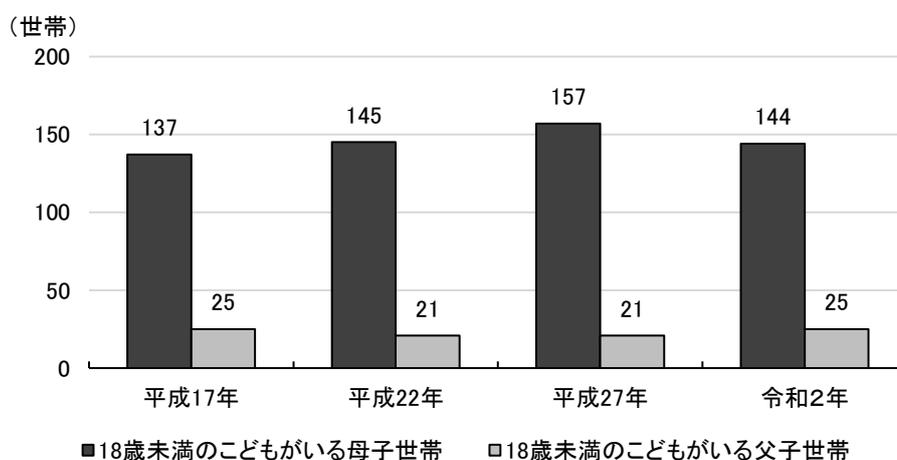


資料：国勢調査

### ④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる母子世帯は平成27年までは増加していましたが、令和2年で減少に転じており、144世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる父子世帯は令和2年で25世帯となっています。

◆ ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査

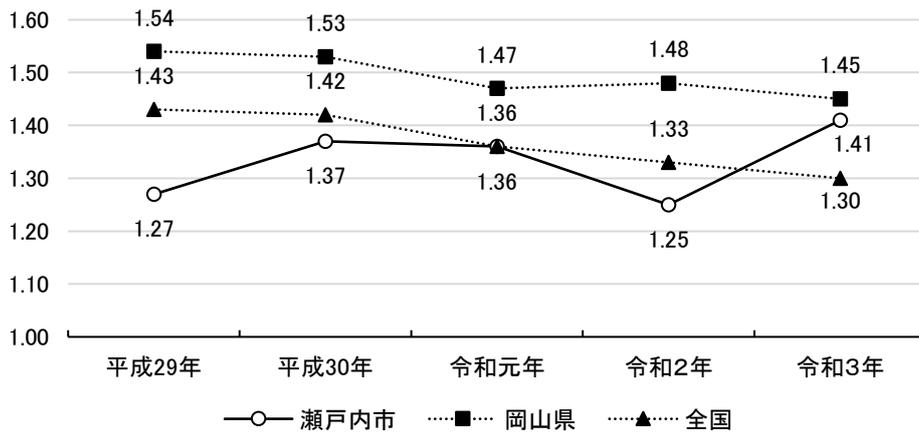
### (3)出生の状況

#### ①合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率※は増減を繰り返していますが、令和3年では1.41と平成29年以降で最も高くなっています。また、全国平均値・県平均値と比較すると、県平均値よりは低いですが全国平均値よりは高い数値となっています。

※15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。

◆出生数の推移



資料：岡山県人口動態統計

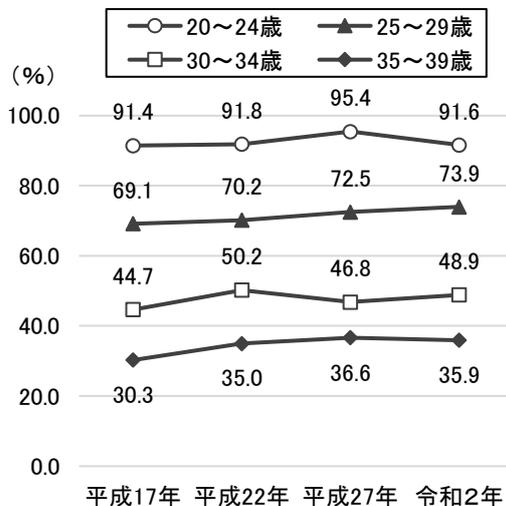
### (4)未婚・結婚の状況

#### ①年齢別未婚率の推移

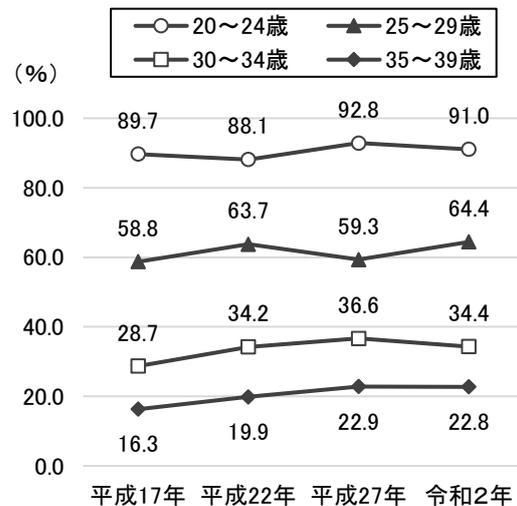
男性の未婚率は、令和2年と平成27年を比べると、25～34歳の未婚率が増加しています。

女性では、令和2年と平成27年を比べると、25～29歳の未婚率が増加していますが、そのほかの年齢層においては減少しています。

◆男性の未婚率の推移



◆女性の未婚率の推移



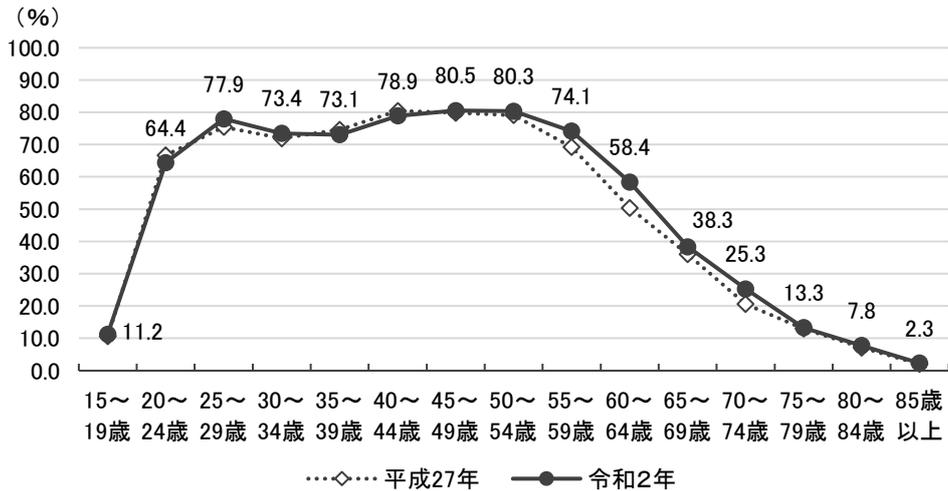
資料：国勢調査

## (5) 就業の状況

### ① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。平成27年と比べると概ね同様の傾向となっています。

◆女性の年齢別就業率の推移

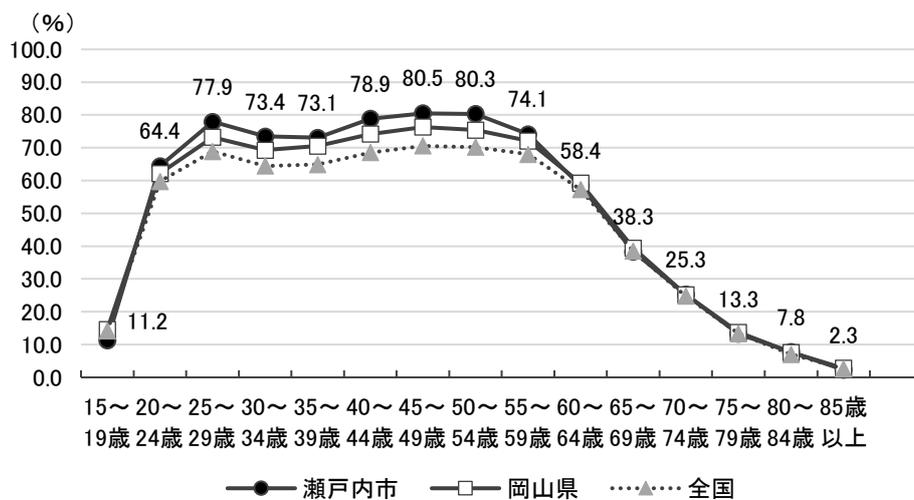


資料：国勢調査

### ② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国平均値、県平均値と比較すると、ほとんどの年代で全国平均値、県平均値より高くなっています。

◆女性の年齢別就業率（国・県比較）



資料：国勢調査

## 2 アンケート結果の概要

「第2期瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」の取組を検証するとともに、今後の計画策定に向けて、市民の皆様の子育てや子育て支援に関する実態、ご意見・ご要望などを把握するため、ニーズ調査を実施しました。

### (1)調査の概要

- 調査対象者：令和5年4月1日現在、瀬戸内市に住んでいる就学前・小学生の児童を持つ保護者
- 対象数：就学前児童 1,000人 小学生児童 500人 小学5年生・中学2年生 625人
- 調査期間：令和6年1月15日～令和6年1月31日
- 調査方法：郵送による配布回収、インターネットによる回収

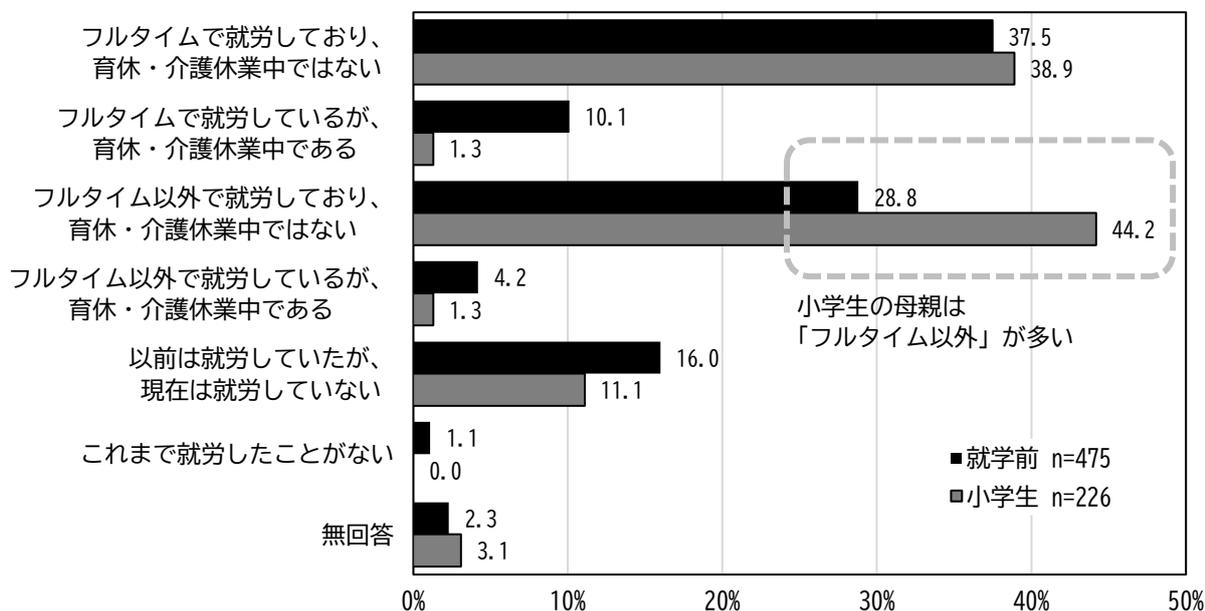
#### 【回収状況】

	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者調査	1,000件	475件	47.5%
小学1～3年生保護者調査	500件	226件	45.2%
小学5年生	294件	241件	82.0%
中学2年生	331件	282件	85.2%
合計	2,125件	1,224件	57.6%

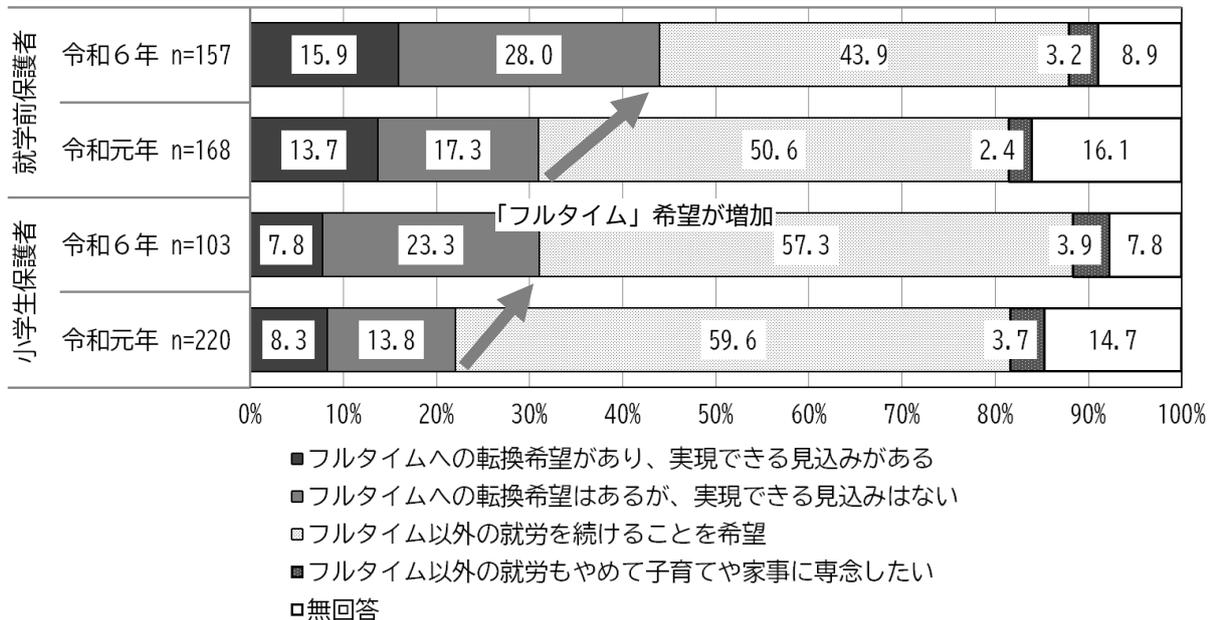
※本報告書における「n」はサンプル数のこと、「SA」は単回答のこと（Single Answerの略）、  
「MA」は複数回答のこと（Multiple Answerの略）を示します。

## (2)就学前児童保護者調査・小学1～3年生保護者調査結果

### ① 母親の就労状況（S A）

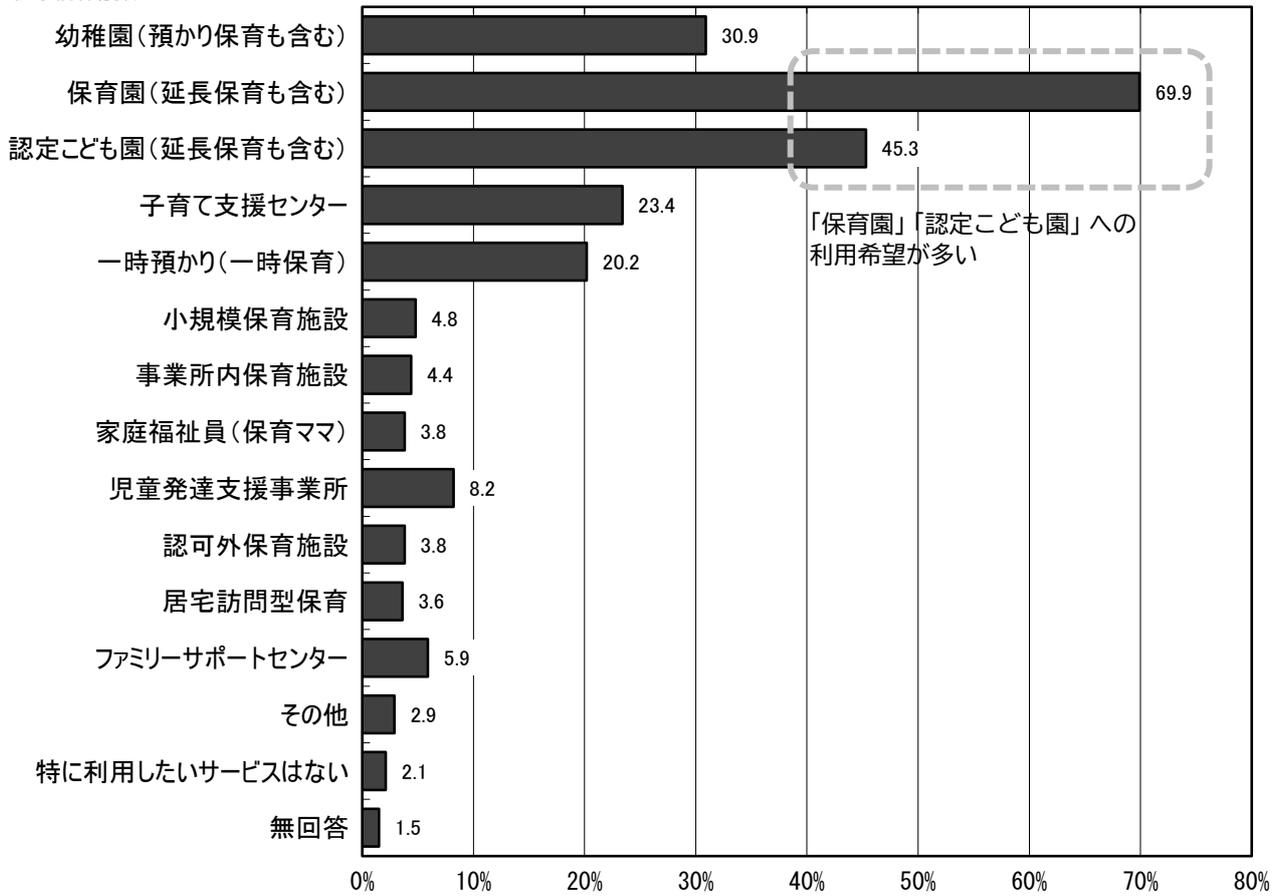


### ② フルタイム以外の母親の、フルタイム勤務に対する意向（S A）



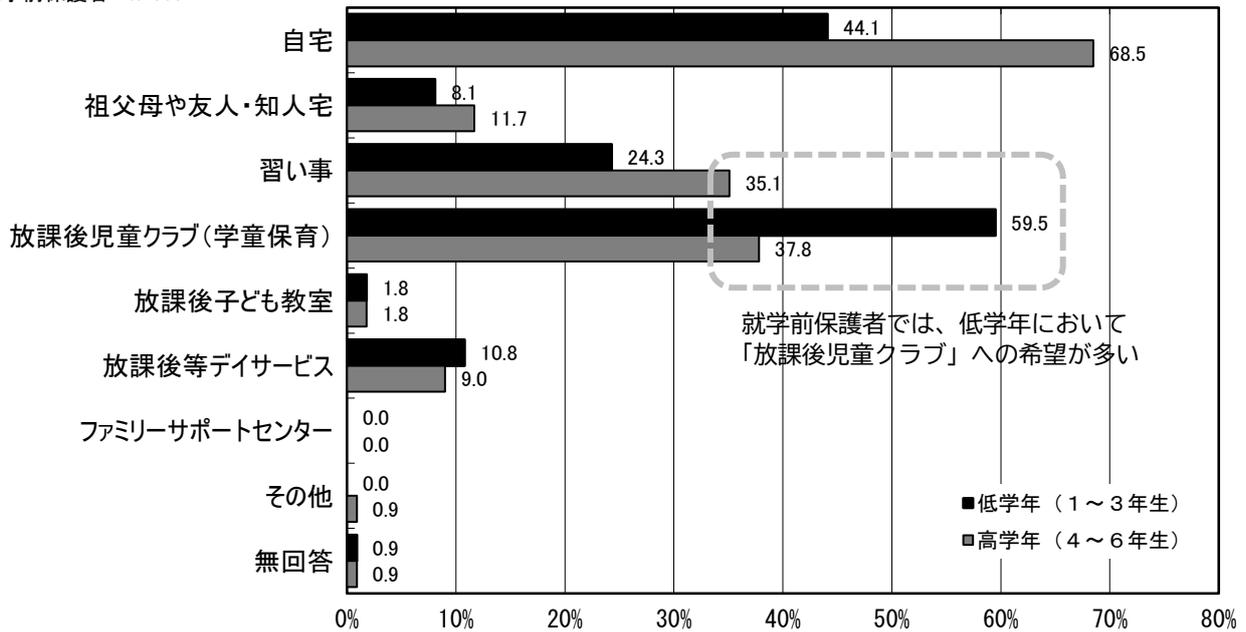
### ③ 定期的に利用したい保育事業 (MA)

就学前保護者 n=475



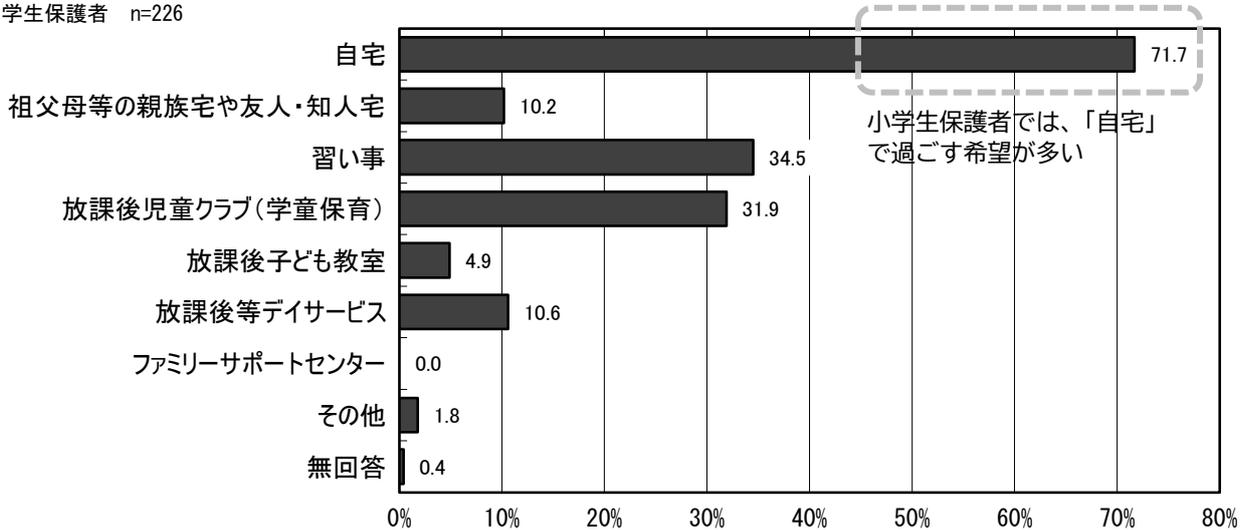
#### ④ 放課後の過ごし方の希望 (MA)

就学前保護者 n=111



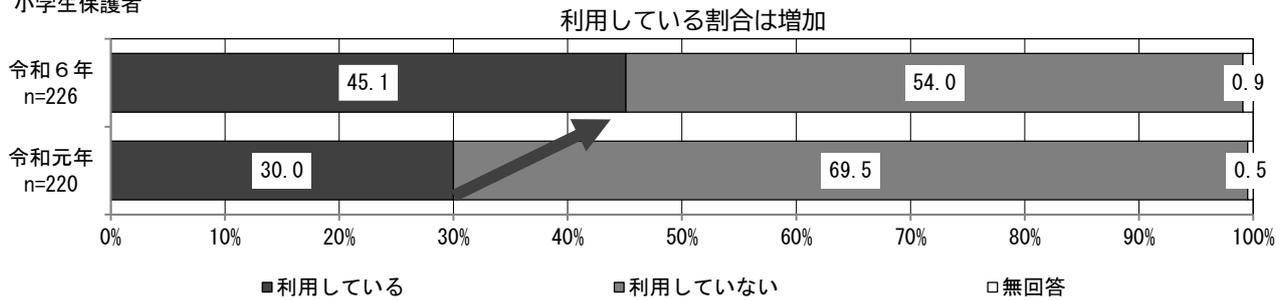
#### ⑤ 高学年の放課後の過ごし方の希望 (MA)

小学生保護者 n=226



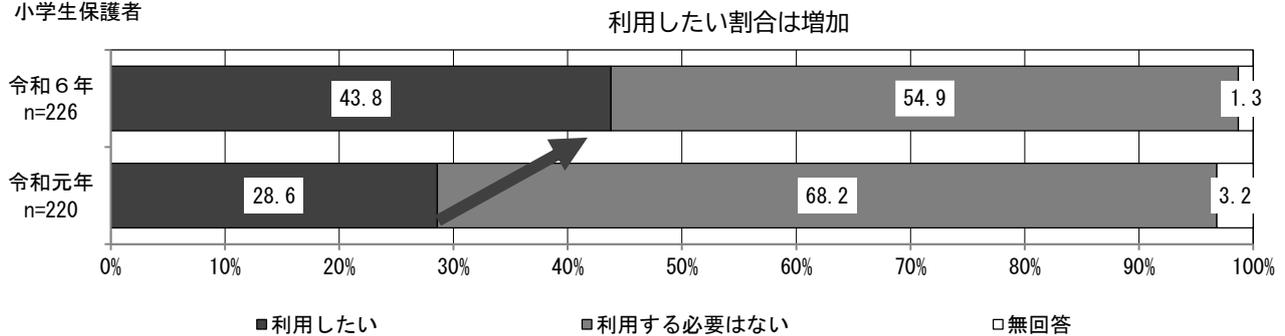
### ⑥ 放課後児童クラブの利用状況 (SA)

小学生保護者



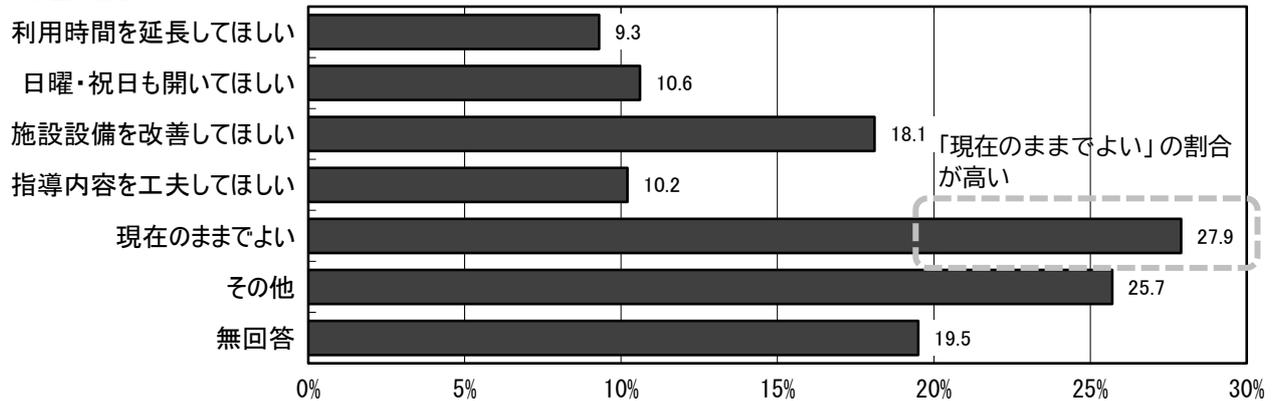
### ⑦ 平日の放課後児童クラブの利用希望 (SA)

小学生保護者



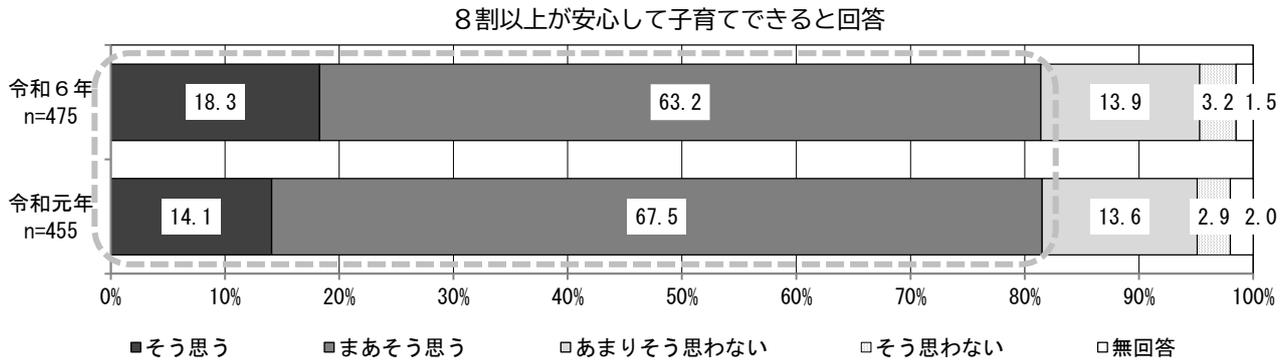
### ⑧ 放課後児童クラブに対する希望 (MA)

小学生保護者 n=226

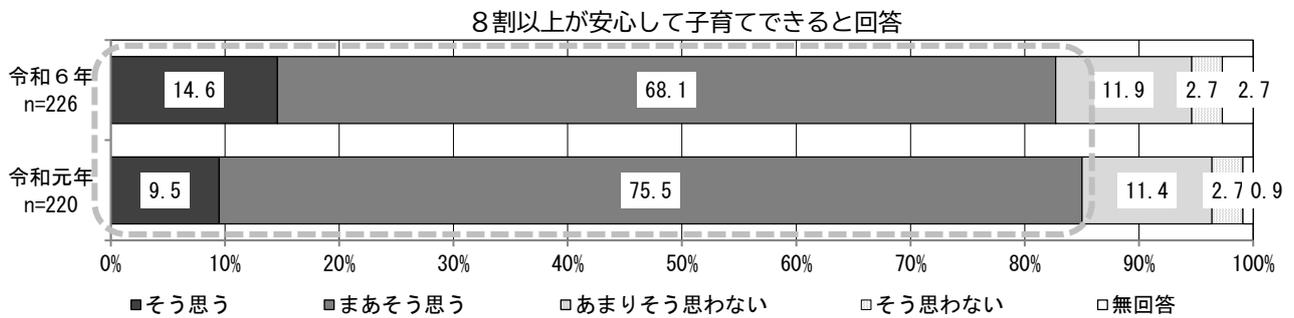


### ⑨ 瀬戸内市が安心して子育てできるまちか（SA）

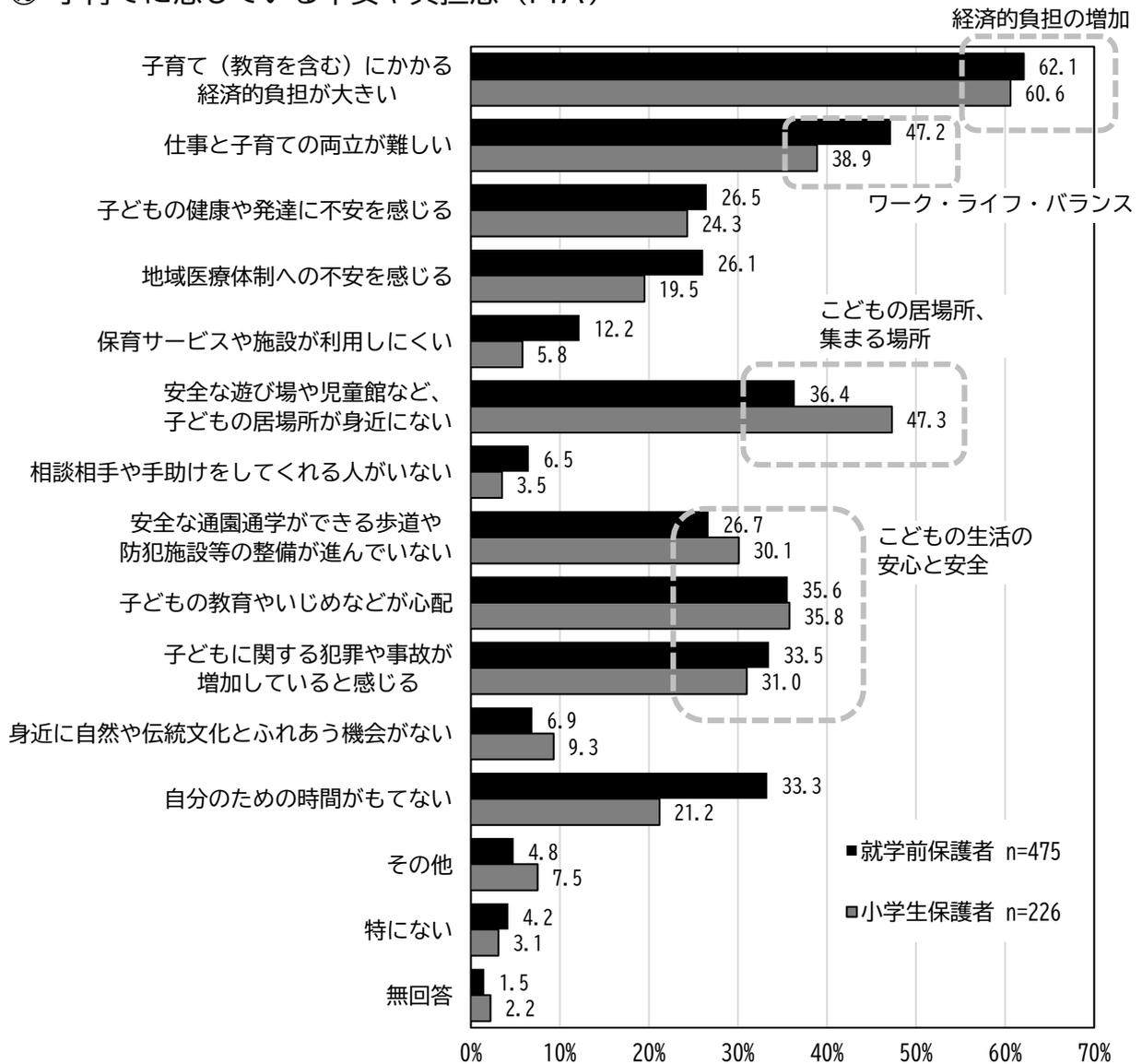
#### 【就学前保護者】



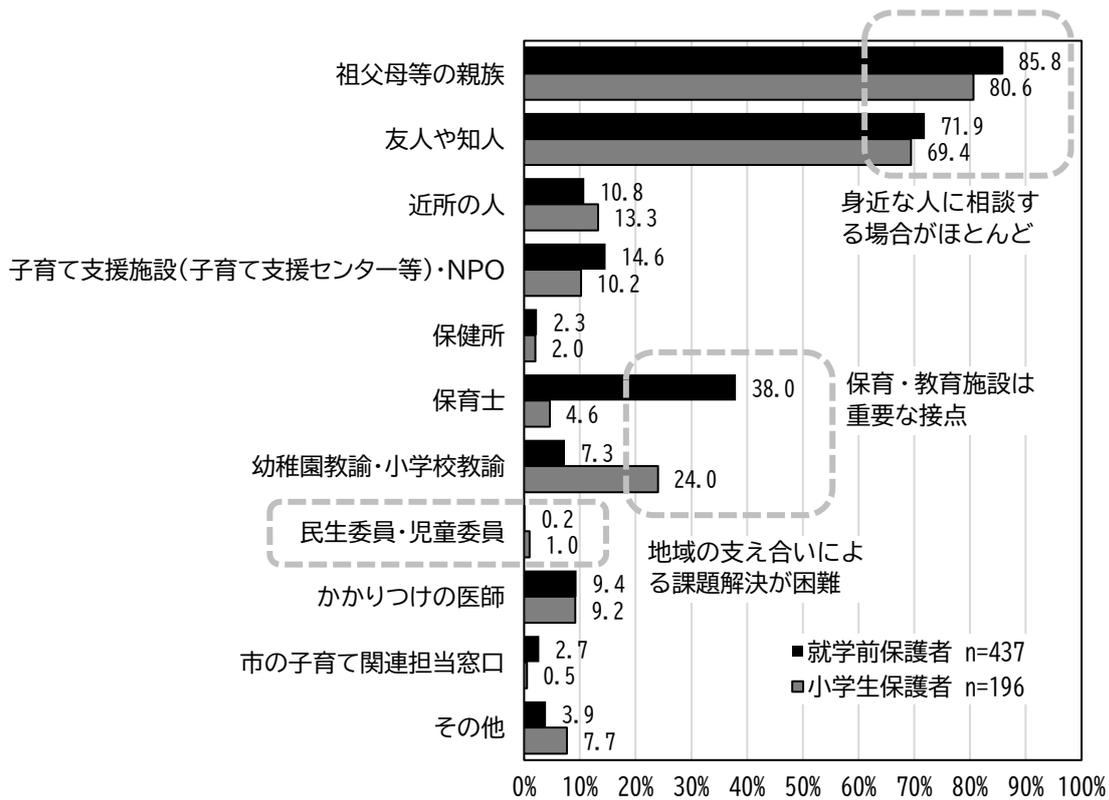
#### 【小学生保護者】



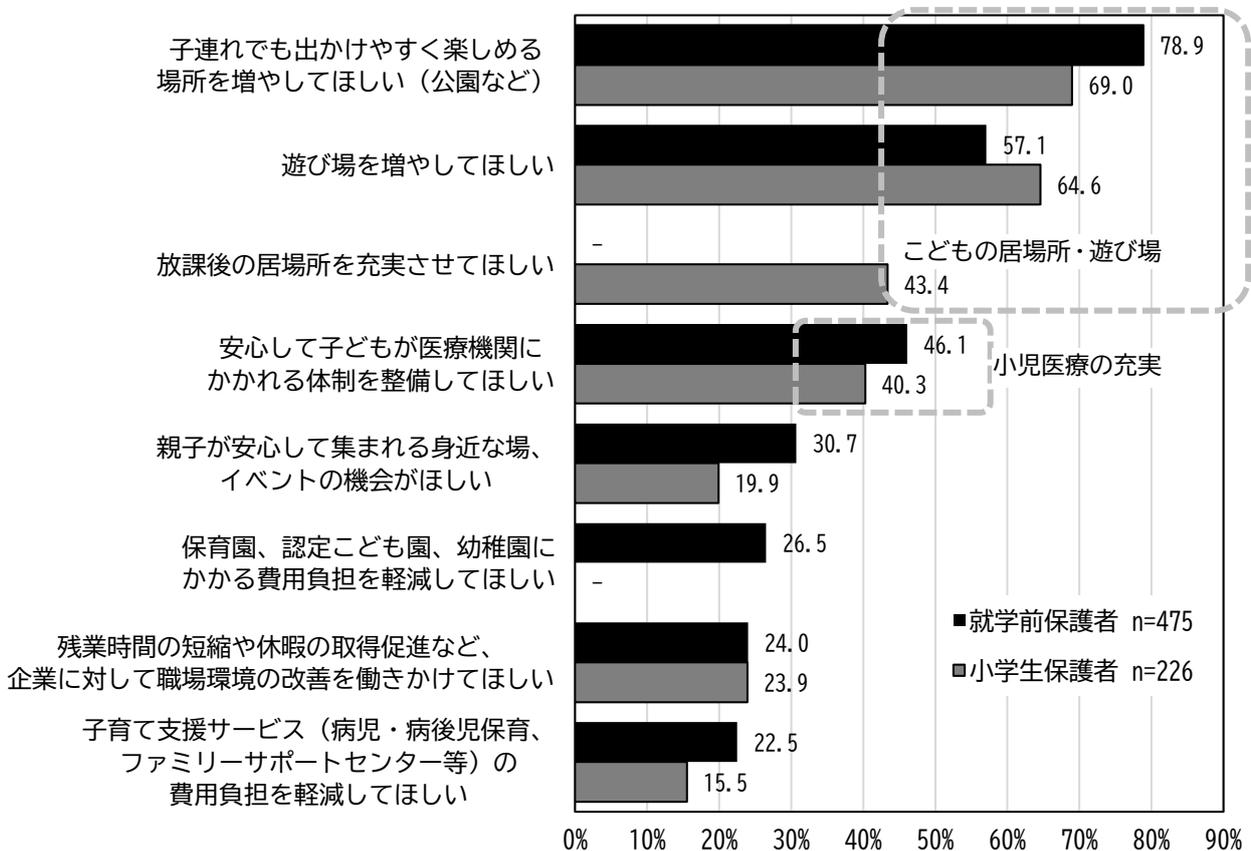
⑩ 子育てに感じている不安や負担感 (MA)



⑪ 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先（MA）



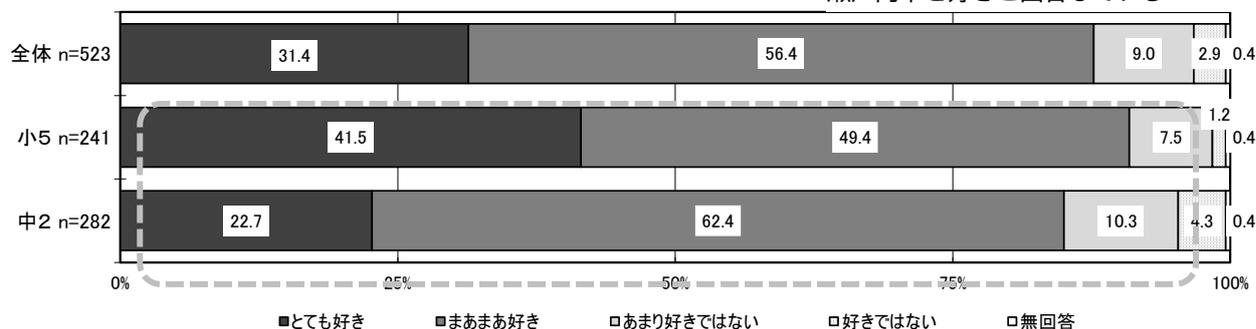
⑫ 瀬戸内市に支援の充実を図ってほしい子育て支援（上位項目）（MA）



### (3) 小学校5年生・中学校2年生調査結果

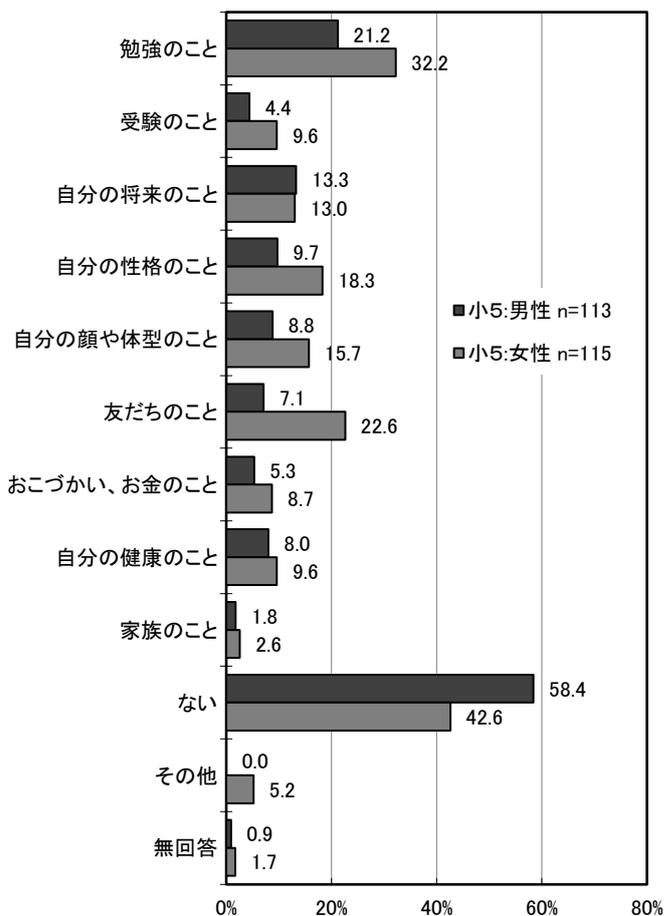
#### ① 瀬戸内市の好感度 (SA)

小5では90.9%、中2では85.1%が瀬戸内市を好きと回答している

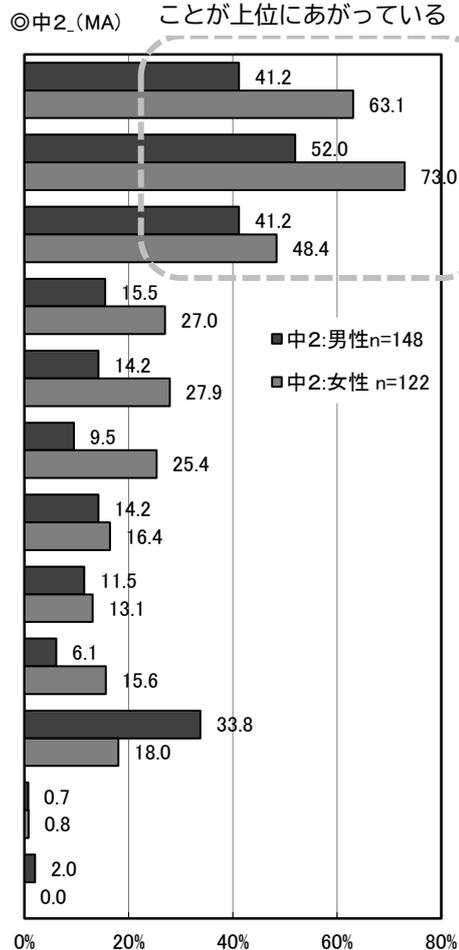


#### ② 悩みや不安について (MA)

全体として男性に比べて女性  
◎小5\_(MA) のほうが悩みや不安が多い

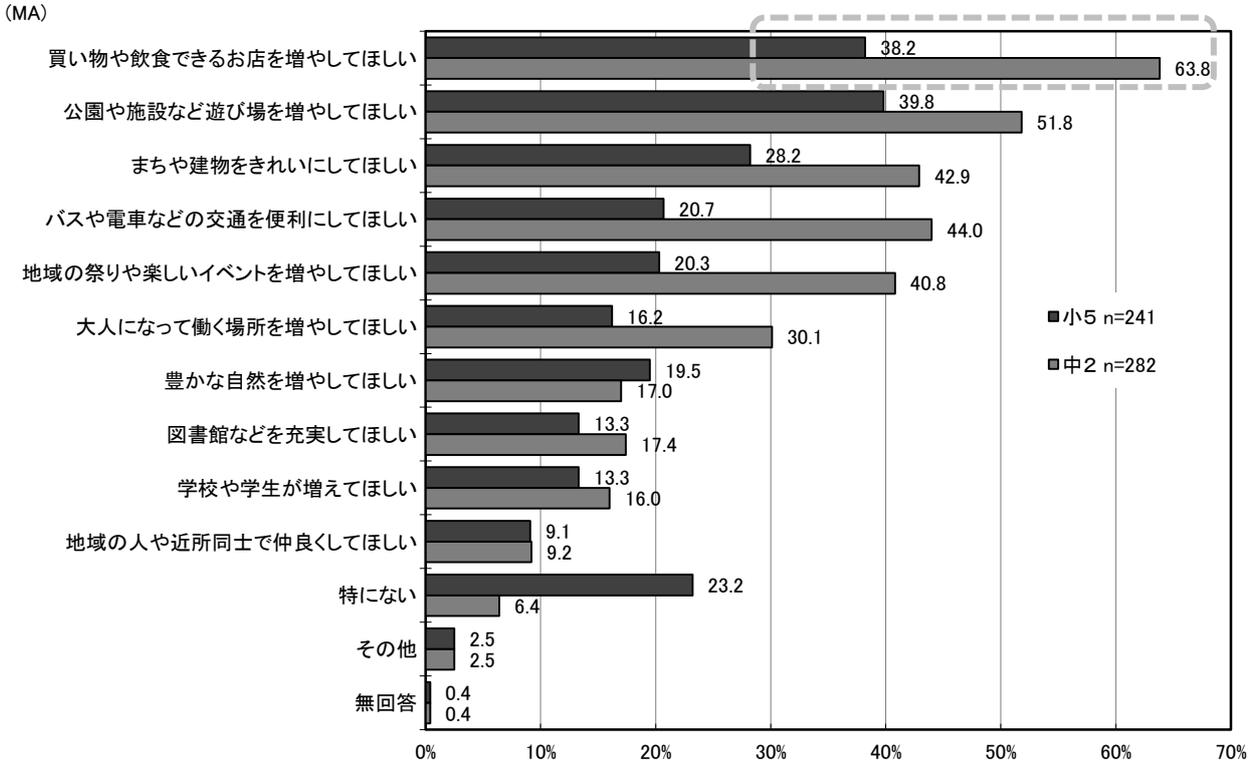


中学生では勉強や受験、将来の  
ことが上位にあがっている



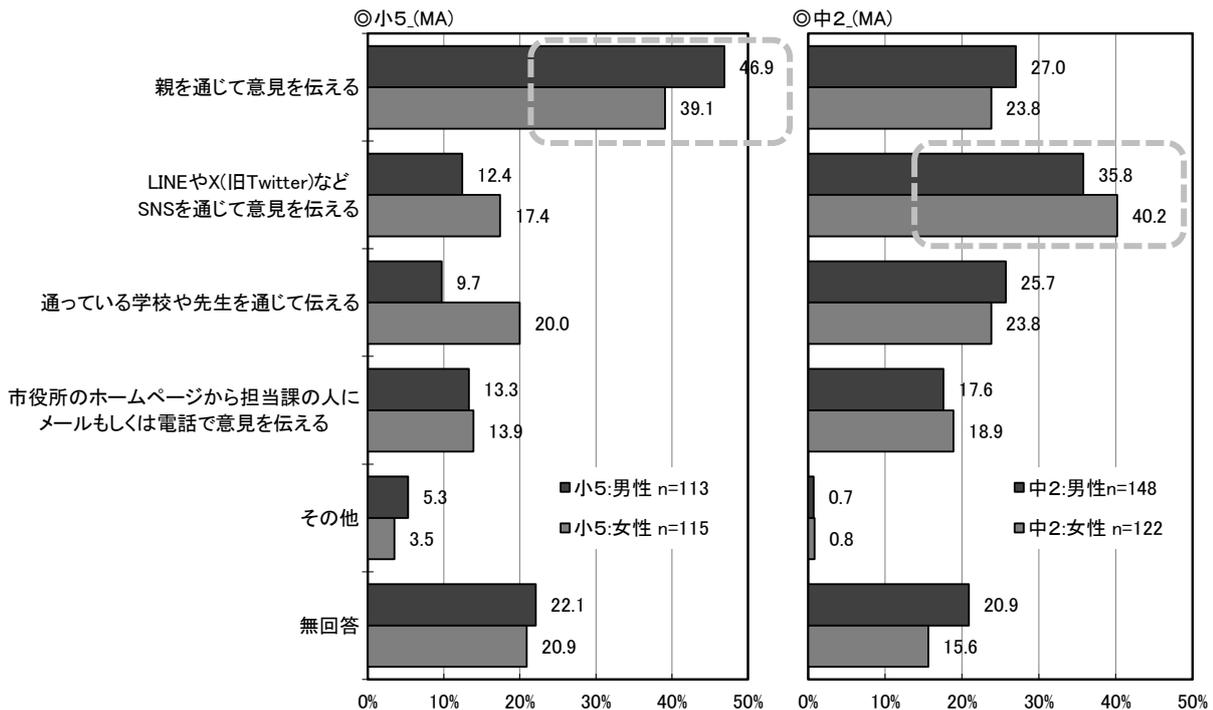
### ③ 住んでいる地域で良くなってほしいこと (MA)

小5では公園や施設などの遊び場、中2では買い物や飲食できるお店が最も割合が高い



### ④ 瀬戸内市役所の人に伝えるために、あなたがやってみたいと思う方法 (MA)

小5では親を通じて意見を伝える、中2では「LINEやX(旧Twitter)などSNSを通じて意見を伝える」が最も割合が高い



### 3 瀬戸内市のこども・子育てを取り巻く現状と課題

#### (1) 子育て支援をめぐる国の動向

ここ数年、少子化が深刻化する中、国では子育て支援により一層、力を入れています。特に、近年は制度の拡充や新たな施策の導入が相次ぎ、子育て環境の改善に向けた取組が活発化しています。

##### ① こども家庭庁の設立

令和4年6月、「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立し、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。

少子化、児童虐待、いじめなどのこどもをめぐる深刻な社会問題に対応し、子育て家庭の支援や保育・教育の一元的な実施、こどもの権利を守るための取組などを推進するため、こども家庭庁は「こどもまんなか社会」の実現を目指した政策を強力に推進しています。

##### ② こども大綱の成立

こども大綱の主な目標は、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できる「こどもまんなか社会」の実現です。そのための基本的な方針として、以下の6つの柱が掲げられています。

- ◆こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重すること。
- ◆こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと。
- ◆ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること。
- ◆良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること。
- ◆若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること。
- ◆施策の総合性を確保すること。

##### ③ こども未来戦略

令和5年に閣議決定された「こども未来戦略」では、若い世代の所得向上や子育て支援の拡充が強調され、特に共働き・共育てを支える環境整備や、地域社会全体での子育て支援が重要視されています。また、育児休業制度の柔軟化や、企業のトップや管理職の意識改革も進められています。

##### ④ 育児休業・介護休業制度の拡充

令和3年には男性の育児参加を促進するため、育児休業取得促進に向けた企業への働きかけや、育休取得中の所得保障の拡充などが行われました。また、介護休業制度も拡充され、働きながら介護を行う人の負担軽減が図られています。国ではこども未来戦略の中で令和7年までに男性の育休取得率（1週間以上の取得率）を公務員が85%、民間が50%に引き上げることとしています。

##### ⑤ 子ども・子育て支援法の改正、子ども・子育て支援金の開始

令和6年に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、児童手当の拡充や育児休業給付等の子育て家庭への一層の支援が盛り込まれています。

また、令和7年度から、子ども・子育て支援金の徴収が開始され、少子化対策の財源として活用される予定です。

## (2)瀬戸内市の課題

### ①子育て世帯の変容

本市の生産年齢人口における女性の就業率は、国平均値、県平均値と比較しても高くなっており、25歳以上で70%を下回ることがありません。

一方で、アンケートからフルタイム勤務の状況を見ると、小学生の保護者と就学前の保護者では明確に差がついており、小学生保護者がパートタイム勤務へシフトしている状況がみられます。

しかし、フルタイム勤務の女性の希望は5年前と比較して伸びており、実現できるならフルタイムを希望するよう、子育て世帯のニーズが変容していることがうかがえます。

男性についてはほとんどがフルタイム勤務となっていますが、乳幼児の父親であっても育休中の父親はごくわずかとなっており、母親が子育てを担っている現状に大きな変化はないようにみられます。

### ②ワーク・ライフ・バランスの普及促進

男性の育児休業制度の普及など、国をあげてワーク・ライフ・バランスに取り組んでおり、本市においてもアンケート調査などからはその認知度が向上していることがうかがえます。

一方で、男性の育児休業利用者は女性と比較して一部の人に限定されているほか、普及している知識が、意識や行動の変容につながっていないという結果となっています。

ワーク・ライフ・バランスが市民の生活に浸透するためには、働く場の理解と行動が必須であり、事業主や経営者への広報啓発や理解の促進に努め、制度が実効的なものとなるよう取り組んでいくことが重要です。

### ③子育て世帯への包括的な相談支援

子育て世帯が抱える不安や負担感では、昨今の国内の物価高も影響して経済的な負担が増加していることがあげられますが、それ以外では、こどもの遊び場や居場所に関わる不安が大きいことがうかがえます。今後の希望においても、こどもの居場所は最重要視されており、関心の高さがうかがえます。

また、通学路の安全や、学校でのいじめなど、日常的な暮らしの安心感を求めている傾向もみられます。

こどもたちが安心して安全な場所で生活できるよう、放課後の居場所や、みんなで遊び、学べる場を創造することで、健やかな成長とともに、多様な交流を経験できる場づくりが重要となっています。

そうした不安や負担の相談先としては、家族や親類、友人などの身近な人となっており、学校や保育士なども多くなっています。専門機関等への相談は限られたものとなっており、身近な相談先から集められる困難事例等への対処が多い状況です。

早期に専門的な相談機関につなぐためには、身近な相談先からつないでもらうことが必要になってきます。

そのため、子育て世帯の両親ともに相談先や制度についてよく周知する必要があるとともに、家族や友人など、地域の市民に向けた相談先の周知も重要なものとなります。

子育て世帯の困りごとを、地域の課題ととらえ、地域全体で取り組む連携づくりが必要です。

#### ④保育所等の待機児童の増加

全国的に少子化が進行しているにも関わらず、ライフスタイルの多様化による共働き世帯の増加や核家族化の進行等により、保育園等を選択する保護者が増えていることから、保育園等の待機児童が発生しています。

本市の場合は、国基準の待機児童はいないものの、希望する園に入れないなどの待機児童が発生しています。また、私立保育園等・公立保育園等ともに0歳からの入園が可能ですが、一部の保育園では、施設の構造上、低年齢児の入園枠が少ないため、特に、0歳から1歳の児童の待機が多く発生しています。

なお、すでに取り組んでいる小規模保育園の認可や民間こども園の誘致により低年齢児の入園枠を拡大したことで一定の効果が出ているものの、それでもなお待機児童は解消できないと予測され、「待機児童ゼロ」に向けて今後も取組を進める必要があります。

# 第3章 計画の基本理念、基本目標

## 1 基本理念

本市は、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、各種子育て支援にかかる取組を進めてきました。

今後も、一人ひとりの子ども・若者が健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備していくとともに、関係機関との連携、地域住民との協働の下、人にやさしいまち・地域づくりを目指して、「安心して子育てができるまち 瀬戸内市 みんなでしようや 子育て支援」を基本理念として計画を推進します。

### 基本理念

安心して子育てができるまち 瀬戸内市  
みんなでしようや 子育て支援

## 2 基本目標

本市は、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、4つの基本目標に基づき、子ども・若者支援に取り組みます。

### (1)子ども・若者の健康を支える環境づくり

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できる環境づくりを進めます。

また、子ども・若者の健康づくりを進めるとともに安全・安心に過ごせるための環境づくりに努めます。

### (2)子ども・若者の健全育成のための環境づくり

子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援するため、幼児教育・学校教育の充実を図ります。また、放課後等も子どもが安全・安心に過ごせる環境づくりを進めます。

### **(3)こども・若者が希望を持てる環境づくり**

---

働きながらも子育てがしやすい環境づくりに向け、保育ニーズに対応した子育て支援の充実と、事業者のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）の意識醸成に取り組みます。また、学生や若者の就労支援やボランティア活動、キャリア教育など、こども・若者が活躍できる環境づくりを進めます。

### **(4)配慮が必要なこども・若者を支援する仕組みづくり**

---

児童虐待、いじめ、不登校、障がい、ひきこもりなど、こどもや若者が直面するさまざまな課題を把握、理解したうえで、それぞれに必要な支援ができるよう、体制の充実を図ります。

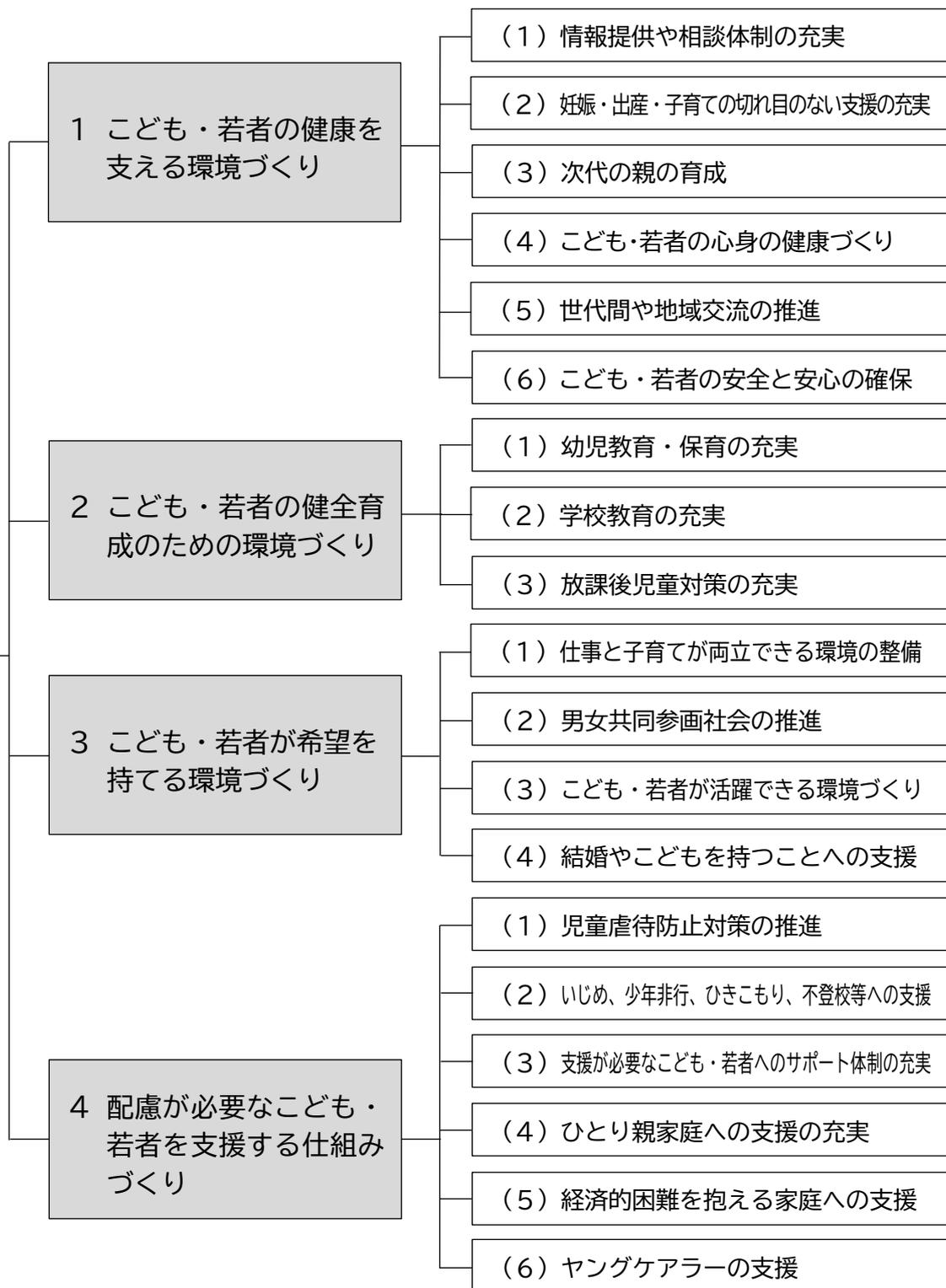
# 第4章 施策の展開

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

安心して子育てができるまち 瀬戸内市  
みんなでしようや 子育て支援



## 基本目標1 こども・若者の健康を支える環境づくり

### 基本施策1 情報提供や相談体制の充実

#### 【方向性】

- ・子育て中の親の不安感や孤立感を軽減し、安心して子育てができるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ・こども自身がさまざまな悩みを気軽に安心して相談できるよう、相談体制の充実に取り組みます。
- ・広報紙やホームページなど、さまざまな媒体を活用し、子育て情報を定期的にわかりやすく発信します。
- ・子育ての相談相手として身近な家族や友人等へ相談する人が多いことから、保護者を支える周囲の人に必要な情報や相談機関等を周知し、必要な情報につなげる機会を増やします。

#### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
広報紙や市ホームページを活用した情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育て応援サイト」において、子育て全般に関する情報を取りまとめるとともに、わかりやすく情報提供します。</li> <li>・「子育て楽しむならせとうち」のチラシの全戸配布や、広報紙で個別の手続き等の申請時期の案内を行うなど子育てに関する情報を発信します。</li> </ul>	こども家庭課
母子保健事業を通じた情報提供・育児相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出時、出生届出時、訪問、健診等さまざまな関わりの中で、その時に必要な情報提供を行います。また、育児相談についても適時適切に対応できるようにします。</li> <li>・市民の利便性の向上や市の事務負担の軽減のため、母子保健情報のデジタル化に向けた環境整備を検討します。</li> </ul>	健康づくり推進課
児童相談援助の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭課を中心に、こどもに関連する部署と連携しながら引き続き必要な相談援助を行います。</li> <li>・相談援助体制のさらなる充実を図るため、令和7年度に「こども家庭センター」※を設置します。</li> </ul>	こども家庭課
地域子育て支援センター等での情報提供・相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立2園、私立3園に地域子育て支援センターを併設しています。子育て中の親子の交流の場とするとともに子育てに関する情報提供や育児相談を行います。</li> <li>・地域子育て支援センターが利用しにくい人も想定し、オンラインによる情報提供や育児相談の実施を検討します。また、子育て中の親子が交流できる機会をさまざまな場所や方法により提供します。</li> </ul>	こども家庭課

※ すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、一体的な相談支援を行う機関

## 基本施策2 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実

### 【方向性】

- ・安心して、妊娠・出産・子育て期を迎えられるよう、切れ目のない支援の充実を目指します。
- ・健康や食に関する正しい知識を普及し、こどもや保護者の健康増進に努めます。
- ・妊婦健診や乳幼児健診、乳幼児訪問などを通じて、子育て家庭の支援を継続的に行い、健康の不安や子育て課題の早期発見・早期支援につなげます。

### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
妊産婦健診及び乳幼児健診	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診場所は、妊産婦が医療機関、乳幼児は医療機関と市集団健診として引き続き実施します。</li> <li>・市集団健診では、こどもの発達や発育の状況を多職種スタッフが確認し、支援が必要なこどもや家庭の把握及び対応について検討するなど支援を行います。</li> <li>・5歳児の健診については、県内の市町村の動向等をみながら実施を検討します。</li> </ul>	健康づくり推進課
発達相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備前保健所による「子どもの発達支援相談」や、必要に応じて保健師や臨床心理士によるタイムリーな相談を実施します。</li> </ul>	健康づくり推進課
マタニティ教室、親子教室、離乳食講習会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マタニティ教室や親子教室、離乳食講習会など子育てに関する各種教室等を実施し、妊娠や子育てに関して学べる機会を提供します。</li> <li>・実施時期によっては参加者数が減少しており、各種教室の内容の見直しを検討します。</li> </ul>	健康づくり推進課
産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産後の休養や育児、授乳の指導などを受けることができる産後ケア事業を実施します。</li> <li>・支援が必要な人に対して積極的に働きかけるアウトリーチ型支援について検討します。</li> </ul>	健康づくり推進課
病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内では瀬戸内市民病院病児保育室と長船ちとせこども園の2か所で実施しています。</li> <li>・今後も継続して実施するとともに、看護師などの人材の確保、必要人員の配置など職員体制の強化を検討します。</li> </ul>	こども家庭課 病院事業部

## 基本施策3 次代の親の育成

### 【方向性】

- ・こどもが、結婚や家庭生活、子育てについて情報を得る機会を提供し、結婚・出産・子育てについて考えることができるよう、啓発活動を推進します。
- ・中学生が子育てについて、知り、考える機会になるよう、赤ちゃんふれあう取組の充実を目指します。
- ・高校生が、妊婦体験用モデルを着用しての妊婦体験、赤ちゃんモデルを抱いての保育体験ができる機会を提供し、次代の親の啓発活動を推進します。
- ・こどもたちが、将来の職業だけでなく、結婚や子育てを含む人生設計全体を考える機会を持てるよう、キャリア教育の充実を図ります。
- ・県の推進する“次世代おかやま「夢育」ネットワーク”や“親育ち応援学習プログラム”などと連携しながら、高校生が夢の実現に向けて主体的に考え、行動できる能力を育成する取組を支援します。

### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
中学生の赤ちゃんふれあい体験	・赤ちゃんふれあう機会を設け、子育てについて関心を持つ貴重な機会となるよう実施します。	総務学務課 健康づくり 推進課
中学生の保育園児とのふれあい	・家庭科等の授業の中で保育園児とふれあい活動を行っており、子育てについて知り、考える機会を設けます。	総務学務課
高校生の妊婦体験、保育体験	・妊婦の日常生活や出産準備、出産後の育児について学ぶ機会を設けます。 ・保育園等の保育活動に参加し、幼児との交流を通じて保育の基本的な技術を学ぶ機会を設けます。	健康づくり 推進課 こども家庭課

## 基本施策4 こども・若者の心身の健康づくり

### 【方向性】

- ・学校や地域での健康教育の充実により、生活習慣と健康に関する正しい知識の普及を図ります。
- ・スポーツイベントやクラブ活動の支援を通じて、こども・若者の運動の機会を増やします。
- ・学校や地域でのメンタルヘルス教育や相談体制の整備を進めます。

### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
地域の健康情報の発信	・若者向けの健康や運動等に関する情報をSNS等を通じて発信します。	社会教育課 健康づくり 推進課
健康診査等の充実	・学校健診の受診を促進するとともに、自分の健康状態を知る機会をつくれます。	総務学務課
食育の推進	・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう食育の推進を図ります。 ・給食だより・市の広報紙・ホームページ・SNS・食育ボランティアの活動を通じて食育の情報を提供します。	健康づくり 推進課 こども家庭課 総務学務課
スポーツ活動の推進	・スポーツイベントやクラブ活動を支援します。 ・市の広報紙や健康教室などを通じて、運動の大切さを周知します。 ・関係機関・団体等と連携して各種スポーツを推進します。	社会教育課
こころの健康づくりの推進	・市の広報紙、ホームページやSNSを通じて、睡眠、ストレス解消法、こころの健康についての情報を提供します。 ・講演会や健康教室等でストレスについて学ぶ機会を提供します。	健康づくり 推進課
メンタルヘルスの推進	・学生や若年労働者に対する心の健康相談を強化します。	健康づくり 推進課

## 基本施策5 世代間や地域交流の推進

### 【方向性】

- ・こどもの豊かな人間性や社会性を育むため、こども同士の交流活動や世代間交流が活発に行われるような活動を支援します。
- ・世代間交流が活発に行われるよう、社会教育施設における交流事業を推進します。
- ・こどもが安心して外遊びができる環境づくりを進めます。
- ・こどもや若者が、ボランティア活動や地域のイベントに参画し、世代間や地域住民との交流を深める機会を増やします。
- ・幼児教育・保育施設と地域とのつながりを強化し、子育て世帯が安心して地域で暮らせる環境をつくるため、地域イベントへの参加や子育て支援の取組との連携を強化します。

### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
公民館の社会教育活動を通じた交流機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術文化にふれる機会として芸術文化体験型イベント「親子de体験みつカルせとうち」※1を実施します。また、地域における子育ての交流及び情報共有の場として「うさぎの学校」※2を実施します。</li> <li>・主催事業や関連事業などに他世代との交流の機会を提供するなど、こどもに関する社会教育活動を活性化させていきます。</li> </ul>	社会教育課 公民館
外遊びを楽しむ「こどもひろば」事業の推進・展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動遊び場「プレーカー」を活用し、子どもが安心して外遊びができる環境づくりを進めます。</li> <li>・自然の中で、外遊びを楽しむ「こどもひろば」の開催を増やします。</li> <li>・地域の多世代交流による、「こどもひろば」の取組を推進します。</li> </ul>	こども家庭課
こども園・幼稚園・保育園や放課後児童クラブ等での地域交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各園や放課後児童クラブでは、様々な地域交流活動を実施しており、これらの活動は、普段できない経験を通して園児・児童の心の成長に寄与しています。</li> <li>・地域のさまざまな人々や組織が各園や放課後児童クラブに関与し、多様な経験や価値観に触れることを通じて園児・児童の成長を促進します。同時に、地域全体でこどもを育てる気運を醸成します。</li> </ul>	こども家庭課 総務学務課
こども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども食堂の運営等を支援するとともに、こども食堂の開設を希望する団体に対し、立ち上げの支援や活動の場の提供を行います。</li> </ul>	こども家庭課

※1 市民が主体的に開催する文化芸術イベントの活性化を図るためのこどもや親子向けの芸術文化体験型イベント

※2 0歳児から未就園児（保育園・幼稚園に行っていない乳幼児）とその保護者を対象にした公民館主催講座

## 基本施策6 こども・若者の安全と安心の確保

### 【方向性】

- ・交通事故や犯罪、災害などからこどもを守るため、啓発、訓練、交通安全指導を行うとともに、登下校時などの見守りや、通学路・園外保育の経路の安全点検を実施します。
- ・こどもが安全で安心して暮らすことができるよう、道路環境や公園等の整備、施設のバリアフリー化等に取り組みます。
- ・地域住民や市内の事業所等と協力し、「子ども・女性 110 番の家」※の普及に努めるとともに、協力者への情報提供や講習などにより、見守りネットワークとしての活用を図ります。

### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
こども向け交通安全教室の実施	・園児に交通ルールを知ってもらい、交通安全に対する意識を高めるため、各保育園や認定こども園で定期的に交通安全教室を開催します。	こども家庭課 危機管理課
子ども・女性 110 番の家の充実	・「子ども・女性 110 番の家」への理解と協力を得られるよう、周知に努めます。	こども家庭課
こどもを対象とした避難訓練、防災訓練の実施	・各こども園・幼稚園・保育園において避難訓練及び消火訓練を毎月実施するとともに、救助訓練を定期的に実施します。 ・災害等から園児を守るとともに防災に対する関心や意識を高めるため、小中学校に近接している園が、学校と連携して実施している水害等想定避難訓練等に継続的に取り組みます。 ・災害時における危険箇所や避難等の情報を提供します。	こども家庭課 危機管理課 総務学務課
通学路・園外保育経路の安全点検の実施及び所管への要望	・園外保育経路や放課後児童クラブへの通所経路は、各園や放課後児童クラブにおいて、危険箇所を把握し、安全に配慮するとともに、必要に応じて所管の機関に改善を要望します。 ・園周辺の道路環境は市が直近の状況を十分に把握し、必要に応じて所管の機関に改善を要望します。 ・毎年、瀬戸内市通学路等安全推進会議による合同点検を実施し、通学路等の安全確保を推進します。今後も活動を継続し、さらなる安全対策を進めるとともに、今後要望の増加が見込まれる道路等の補修や更新についても対応していきます。	こども家庭課 総務学務課 危機管理課 建設課

※ こどもや女性が犯罪の被害に遭ったときに、一時的に保護して警察に通報するボランティア活動。地域住民や保護者、事業者など多くの人が協力して、地域全体でこどもを犯罪から守る取り組み

取組	取組の内容	担当課
「こどもひろば基本計画」に沿った施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全天候型の遊び場「こどもパーク」の整備に向け、財源の確保と設計に向けた事業の進行を図ります。この遊び場は市全体でこどもを見守り育む自由な遊び場・子育て支援拠点を目指し、幅広い年齢のこどもたちが天候や季節にかかわらず遊べる遊具や遊び道具を備えた屋内・屋外の遊び場や交流スペースなどを設置します。</li> </ul>	こども家庭課
こども・子育て支援機能強化に係る施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の公共施設または公用施設を子育て世帯が快適かつ安全に利用できるよう、授乳室や子育て相談室の整備など、子育て支援機能の充実を図ります。</li> </ul>	施設管理担当課
不審者対策の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの安全を確保するため、迅速かつ正確な情報の伝達と共有化を図られるよう、安心メールの配信を行うとともに、登録に向けた周知を図ります。</li> </ul>	こども家庭課 総務学務課
こどもの見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校支援ボランティア等を通じて、地域住民による見守り活動を促進します。</li> </ul>	総務学務課 社会教育課
消費生活相談及び講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者との契約トラブル等、消費生活トラブルにあったときの相談や、トラブルの未然防止等に向けた講座を実施します。</li> </ul>	生活環境課

## 基本目標2 こども・若者の健全育成のための環境づくり

### 基本施策1 幼児教育・保育の充実

#### 【方向性】

- ・こどもが道徳性を生活のなかで身につけ、心豊かに成長していくことができるよう、教員と保育士との連携強化や、研修等による資質向上を図りつつ、こどもの自主性や社会性をはぐくむための教育・保育を充実していきます。
- ・老朽化した教育・保育施設、遊具等の改修を進めるとともに、耐震化基準への適合を図るなど、こどもが安全、安心な環境で教育・保育が受けられるよう努めます。

#### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
教員や保育士向けの研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育指導担当教員及び保育士を配置し、保育士が研修を受けやすい環境を整備するとともに研修方法の工夫等を行いながら、保育の質の向上を図ります。</li> <li>・夏季に次世代型教育研修を行い、研究指定校の実践発表を聴いたり、特別支援教育に関する研修を受講できるようにしており、今後も指定校の研究実践を進め、教員・保育士と一緒に参加できる研修を計画します。</li> </ul>	こども家庭課 総務学務課
施設整備についての検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内公立のこども園・幼稚園・保育園等の子育て関連施設は老朽化が進んでいます。このため、0歳児保育、延長保育、一時預かり、障がい児保育など多様化する保育ニーズに対応し、利用者の快適性・利便性を向上させるため、空調、照明、遊具や防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、園庭の整備、トイレの洋式化、下水道への接続など、施設の環境改善を進めていきます。また、詳細な整備内容は「瀬戸内市子育て支援施設個別施設計画」などの関連計画に即して実施していきます。さらに、市有地を活用し民間誘致などを含めた施設整備の検討を引き続き進めます。</li> </ul>	こども家庭課 総務学務課
保育・就学前教育と小学校教育との接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学時に支援が必要な児童の共通支援シートを作成し、小学校で活用できるようにします。今後は、小学校教育に適切な引継ぎができるよう、シートの作成方法やシートをもとにした情報交換の方法について改善を図ります。</li> <li>・こども園・幼稚園・保育園・小学校連携研修会やモニタリング会議の充実、連携を図り、こどもたちに対する教育をスムーズに接続できるようにします。</li> </ul>	こども家庭課 総務学務課

## 基本施策2 学校教育の充実

### 【方向性】

- ・こどもの「生きる力」を育むため、必要に応じて教育カリキュラムの見直しを行うとともに、教育におけるICTの活用を促進します。
- ・地域社会と学校が協力して、こどもたちの自主性や社会性を育む取組を推進します。
- ・こどもの「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」の成長につながるよう、学校・家庭・地域・行政が連携して、教育の充実を図ります。

### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
特別支援学級における個に応じたきめ細やかな指導の充実	・こどもたちへの支援のあり方について理解を深められるよう、こどもに関わる職員を対象にした研修を行うなど、特別支援教育を推進していきます。	総務学務課
ハンセン病に関する学習の取組の推進	・各校が教育課程に位置づけて学習しています。また、市内の教員の初任者研修で長島愛生園を訪問し、指導者としての理解を深めています。各校の取組を交流し合えるような場を設け、より学習を推進していきます。	ダイバーシティ推進室 総務学務課
学力向上プロジェクトの推進	・全国学力学習状況調査では、小中学校ともに全国平均を上回る結果となっています。調査を分析し、学力向上に向けた取組をプロジェクト会議・研修会で協議し、各校で実践するなど、さらなる向上につなげます。	総務学務課
道徳教育の充実と教員の指導力向上のための研修の充実	・市主催の道徳の授業づくりの研修を引き続き行い、教員が授業に生かすことで道徳教育の充実を図ります。	総務学務課
幼児教育と義務教育の連携の推進	・こども園・幼稚園・保育園の年長に外国の人や文化に触れる体験を毎週実施し、就学後の学びの基礎につなげます。 ・こども園・幼稚園・保育園・小学校連携研修会を行い、それぞれの接続カリキュラムを評価し、見直すようにしており、引き続き、連携研修会やモニタリング会議の充実を図り、より連携がとれるようにします。	こども家庭課 総務学務課
生徒指導に関する小学校、中学校の情報共有の推進	・生徒指導連絡会において中学校ブロックごとにグループを分け、児童生徒のことや生徒指導における取組について情報共有を行います。連絡会での情報を各校で積極的に共有できるようにします。	総務学務課
ICTの効果的な活用	・児童生徒の情報教育に関わる基礎的な知識・技能の習得、教員の指導力向上など、ICTについて、より効果的な場面での活用を検討していきます。	総務学務課

### 基本施策3 放課後児童対策の充実

#### 【方向性】

- ・複雑化・多様化するニーズに対応できるよう、放課後児童クラブ支援員の資質向上など、事業内容の充実を図ります。
- ・放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を図り、学習支援や体験活動等に取り組むとともに、取組のDXや環境教育の推進など、社会の動向を踏まえた内容の検討を図ります。

#### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各運営主体の協力で現在、待機児童はありません。利用希望者が増加傾向にある地域については引き続き、支援単位の増設等の対策を講じます。</li> <li>・放課後児童クラブ支援員の資質の向上に向けて研修会の充実を図ります。</li> </ul>	こども家庭課
保護者のニーズを踏まえた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各放課後児童クラブは毎年、自己評価を行い、地域や保護者のニーズに応じた運営や環境整備を進めています。施設自体が古くなっているため、利用者の快適性・利便性を向上させるための空調、照明、防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、トイレの洋式化、下水道への接続等、要望があれば順次施設的环境改善を進めていきます。また、詳細な整備内容は「瀬戸内市子育て支援施設個別施設計画」などの関連計画を参照し、それに基づいて実施していきます。</li> </ul>	こども家庭課
放課後子ども教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の協力で1小学校区（裳掛）で設置しましたが、放課後子ども教室を含む地域学校協働活動の活性化を図り、地域と学校の協働によりこどもたちの教育環境を整備する機運を高めます。</li> </ul>	社会教育課

## 基本目標3 こども・若者が希望を持てる環境づくり

### 基本施策1 仕事と子育てが両立できる環境の整備

#### 【方向性】

- ・働く保護者が安心してこどもを産み育てることができるよう、保育サービスの充実を図るほか、育児休業制度等の促進、労働時間短縮の啓発等、仕事と子育てを両立できる就労環境の整備を促進します。
- ・女性が、出産後も希望する場合には働き続けることができるよう、幅広い就労支援に取り組みます。

#### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
施設整備についての検討 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内公立のこども園、幼稚園、保育園等の子育て関連施設は老朽化が進んでいます。このため、0歳児保育、延長保育、一時預かり、障がい児保育など多様化する保育ニーズに対応し、利用者の快適性・利便性を向上させるため、空調、照明、遊具や防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、園庭の整備、トイレの洋式化、下水道への接続など、施設的环境改善を進めていきます。また、詳細な整備内容は「瀬戸内市子育て支援施設個別施設計画」などの関連計画に即して実施していきます。さらに、市有地を活用し民間誘致などを含めた施設整備の検討を引き続き進めます。</li> </ul>	こども家庭課 総務学務課
一時預かり等の子育て支援サービスの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリー・サポート・センター事業は、現在、市の直営ですが、ニーズを把握した上で委託による実施方法を検討します。</li> <li>・求職活動中で、保育園に内定が決まっていない児童がいる保護者が窓口で相談に来た際、保育園等での一時的な預かりのサービス内容を伝え、子育てしながら仕事を探せる環境の紹介をしています。引き続き、子育てしながら求職活動ができる環境についての情報を提供します。</li> </ul>	こども家庭課
事業所へのワーク・ライフ・バランスの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業所等にワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を図ります。</li> </ul>	ダイバーシティ推進室

## 基本施策2 男女共同参画社会の推進

### 【方向性】

- ・仕事と家庭生活との調和のとれた働き方（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、保護者の働き方や家庭での生活について見直す機会を設けるとともに、男女が互いを尊重し高め合いながら、仕事・家事・子育てに取り組めるよう、広報や各種講座などでの啓発を行います。
- ・企業や事業所等に、多様な働き方や男性の育児休暇取得をはじめ、育児参加への理解を促進し、職場環境の充実を図ります。

### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
市民向け講座の実施	・男女共同参画やワーク・ライフ・バランスをテーマにした市民向け講座や講演会を実施し、市民の固定的性別役割分担意識の解消に引き続き取り組みます。	ダイバーシティ推進室
広報紙やホームページを活用した情報提供	・市のホームページに「男女共同参画基本計画の進捗状況」や岡山県男女共同参画推進センター（ウィズセンター）が実施する講座について掲載します。 ・市、市民及び事業者がそれぞれの責務を果たし、協働して、互いの違いや共通点を認め合い、すべての人が孤立せず、自分らしく生きることができる社会の実現を推進します。	ダイバーシティ推進室
男性の家事・育児参画についての広報・啓発	・生涯学習の場において、男性に家事・育児に関する実習を行うなど、実際の体験を通じて学ぶ機会を提供します。 ・男性の家事・育児参画についての勉強会やセミナーなどを開催し、男性や経営者等への意識啓発を行います。	社会教育課 こども家庭課 ダイバーシティ推進室
女性向けの再就職セミナー等の情報提供	・ハローワークとの連携を強化し、女性のチャレンジ支援や広報紙等で情報提供を行います。	こども家庭課 ダイバーシティ推進室

### 基本施策3 こども・若者が活躍できる環境づくり

#### 【方向性】

- ・こどものころからの地域活動やボランティアへの参加、キャリア教育、社会人になってからの学びなど、こども・若者が希望を持って学び、活躍できるよう支援します。
- ・地域の企業や団体と連携し、こどもや若者が実際に地域で活躍できる場、体験できる場を増やします。

#### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
こども・若者の地域参画の促進	・こどもや若者が地域のイベントの企画・運営に参画する機会を増やします。	企画振興課 社会教育課
こども・若者のボランティアの促進	・こどもや若者が地域社会に貢献できるボランティア活動を支援します。	福祉課 こども家庭課 社会教育課
キャリア教育の推進	・企業訪問やチャレンジワーク 14※などにより、こどもが将来を考えることのできる機会を増やします。	総務学務課
親子で参加するイベント等の開催	・親子で参加できるプログラムを通じて、親子の絆を深めるとともに、こどもの成長を支援します。	こども家庭課 社会教育課
こども・若者の意見聴取	・さまざまな機会を通じて、こどもや若者から意見聴取を行い、施策に反映できるように努めます。	こども家庭課
こども施策に関する情報発信	・こども施策に関して、理解・関心が深められるよう年齢や発達の程度に応じた情報提供に努めます。	こども家庭課

※ 中学2年生を対象に行う職場体験活動

## 基本施策4 結婚や子どもを持つことへの支援

### 【方向性】

- ・結婚を希望する男女の出会いの場を創出するとともに、若者が結婚の希望をかなえられるよう、助成金等の制度を推進します。
- ・子育て家庭への経済的支援や、育児サービスの充実を図るとともに、子育て世帯に適した住環境の提供に努めます。

### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
結婚新生活支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の定住に向けた住宅の確保について支援するとともに、住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、引越費用などの一部を助成します。</li> <li>・住宅金融支援機構と連携し、地域連携型住宅ローンの利用を斡旋します。</li> </ul>	こども家庭課
子育て世帯への経済的支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当や育児休業給付金、こども医療費の助成など、出産、子育てに関わる経済的支援を行います。</li> </ul>	こども家庭課 健康づくり推進課 国保年金医療給付課
すくすくチャイルドサポート事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満の子どもを養育している世帯に対し、市内協力店舗においておむつやミルク等を購入できる「すくすくチャイルドチケット」を交付します。</li> </ul>	こども家庭課

## 基本目標4 配慮が必要な子ども・若者を支援する仕組みづくり

### 基本施策1 児童虐待防止対策の推進

#### 【方向性】

- ・子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、家庭児童相談員等の関係職員の資質の向上を図るとともに、警察や医療機関、岡山県中央児童相談所などの関係機関との連携を深め、未然防止や早期発見・早期対応に取り組みます。

#### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
子ども向け・保護者向けの相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども家庭課を中心に、子どもに関連する部署と連携しながら引き続き必要な相談援助を行います。</li><li>・相談援助体制のさらなる充実を図るため、令和7年度に「子ども家庭センター」を設置します。</li></ul>	子ども家庭課 健康づくり 推進課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・要保護児童対策地域協議会（実務者会議）を毎月開催し、関係機関と密に連携しながら対応します。</li></ul>	子ども家庭課
体罰等によらない子育ての推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・一人ひとりが体罰等に対する意識を変えていくとともに、社会全体が手を取り、子育て家庭を応援しながら、体罰等のない社会を実現できるよう、広報・啓発を行います。また、教育・保育関係者の資質の向上を図ります。</li></ul>	子ども家庭課 総務学務課
里親制度の周知	<ul style="list-style-type: none"><li>・さまざまな事情により家庭で生活できない児童を里親宅で預かり、家庭と同様の環境で養育する里親制度について周知を行います。</li></ul>	子ども家庭課

## 基本施策2 いじめ・少年非行、ひきこもり・不登校等への支援

### 【方向性】

- ・瀬戸内市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、いじめが起こった際には、いじめられた子どもなどの安全の確保をしたうえで、適切で組織的な対応を行います。
- ・子どもを取り巻くさまざまな問題の解決と心のケアを図るため、スクールカウンセラーなどによる相談体制を強化します。
- ・不登校、ひきこもりの子どもが安心して過ごせるよう、学校復帰や社会的自立等、一人ひとりに応じた支援の充実を図ります。

### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
青少年育成センターにおける少年非行の未然防止、健全育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早朝のあいさつ運動や下校時間帯の見守り、啓発活動を通じて少年非行の防止や健全育成に努めます。</li> <li>・SNSでのトラブル等、時代に即した問題把握に努め、未然に防ぐよう関係機関と連携を図り、青少年の健全育成を推進します。</li> </ul>	社会教育課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒、その保護者が相談できる体制を維持します。また、学校とスクールカウンセラーが情報共有する等、連携体制を強化します。</li> </ul>	総務学務課
自立支援室における支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登校しにくい、または教室に入りにくい児童・生徒が安心して過ごせるよう居場所づくりと支援を行います。</li> </ul>	総務学務課
教育支援センターにおける不登校支援・相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的自立に向けた力を育成していくため、個々をアセスメント（課題を把握・分析し、何を望まれているか明確にする）しながら、各関係機関と情報共有と連携を図るなど、より丁寧に指導・支援を行います。</li> </ul>	総務学務課
市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題対策協議会を年2回程度開催し、引き続き各校園の情報共有や連携を図ります。</li> <li>・いじめ防止基本方針の見直し、改訂に向けて協議を行います。</li> </ul>	総務学務課
ひきこもり等の相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸内市生活相談支援センター、心の健康相談などの相談体制を充実します。</li> <li>・ひきこもりサポートセンターの周知と利用促進のための普及啓発を行います。SNSを活用した普及啓発活動に努めます。</li> </ul>	福祉課 健康づくり 推進課 子ども家庭課

### 基本施策3 支援が必要な子ども・若者へのサポート体制の充実

#### 【方向性】

- ・市民がさまざまな障がいについて理解できるよう、情報提供を行います。
- ・教育・福祉・保健等の関係機関と密接に連携しながら、子どもが置かれている状況を把握・理解したうえで、支援が必要な子どもの早期発見・早期支援に努め、適切な支援を行います。
- ・支援が必要な子どもが、生涯にわたり切れ目のない一貫した支援を受けられるよう、ワンストップ型の相談・支援体制の確立を目指します。

#### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
さまざまな障がいの正しい理解の促進	・広報紙や市ホームページで、障害者手帳や各福祉制度の周知を行います。	福祉課 ダイバーシティ推進室
障がい児保育・特別支援教育の充実	・保育士の配置と臨床心理士の派遣を継続し、障がい児保育の充実を図ります。 ・子どもたちへの支援のあり方について理解を深められるよう、子どもに関わる職員を対象にした研修を行うなど、特別支援教育を推進していきます。 ・発達障がいのある児童・若者に関わる機関の支援者向けに、障がいについての理解を深める研修会を開催します。	こども家庭課 福祉課 総務学務課
障がい（発育や発達）に関する相談・支援体制の充実	・市集団健診（1.6歳児、2歳児、3歳健診）で発達や発育が気になる子どもや、育児不安等の訴えがある保護者に対して臨床心理士が相談等を行います。また、電話や来所相談には保健師や臨床心理士が随時、対応します。 ・支援が必要な発達障がいのある子どもに対して、支援員が相談などを行います。	健康づくり推進課 福祉課
支援に応じた関係機関の連携強化	・児童福祉と母子保健の切れ目のない一体的支援を行うため、「こども家庭センター」を令和7年度に設置し、ワンストップ型の相談体制を構築します。	こども家庭課
障がいのある人への就業、生活に係る支援	・障がいのある人の安定した雇用確保のため、「ジョブスポットせとうち」を活用し、障がいのある人の一般就労を促進します。 ・職場適応援助者（ジョブコーチ）による就労支援の活用や岡山障害者就業・生活支援センターとの連携を行い、就労と生活の一体的な支援を推進します。	福祉課

## 基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実

### 【方向性】

- ・ひとり親家庭の自立を支援するため、相談支援の充実をはじめ、交流を通じた仲間づくり、生活面の多面的な支援に努めます。

### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
母子・父子自立支援員による相談の充実	・母子・父子自立支援員を引き続き配置し、相談体制を維持するとともに、ひとり親家庭の自立を促進します。	こども家庭課
ひとり親家庭の交流の促進	・「こどもひろば」「こどもの居場所づくり事業」等において、ひとり親家庭も含めた家庭同士の交流促進を継続します。	こども家庭課
ひとり親家庭に対する各種支援事業の実施	・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等、制度の拡充等を今後も検討しながら、各種の支援事業の充実を図っていきます。	こども家庭課
児童扶養手当の支給	・引き続き適切な支給事務を行い、ひとり親家庭の自立支援に努めていきます。	こども家庭課
ひとり親家庭等生活支援事業の実施	・母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、病気や事故、残業などの事由により、家事などが一時的に困難になったときに、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し、日常生活を支援します。	こども家庭課

## 基本施策5 経済的困難を抱える家庭への支援

### 【方向性】

- ・すべてのこどもが夢と希望を持って成長できる社会の実現を目指し、こどもの貧困対策の重点施策である「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」について、関係課・関係機関・地域等が連携協力して総合的に施策を推進します。
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援体制を充実し、生活や就労など早期支援へつなげるとともに、困難や悩みを抱える保護者の早期把握に努めます。

### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
児童手当の支給	・適切な支給業務を行い、子育て世帯の経済的支援に努めていきます。	こども家庭課
保育料等の減免制度	・両親の所得やひとり親世帯の所得等に応じて減免を行います。	こども家庭課
就学援助制度	・経済的に小・中学校への就学が困難な家庭に対して就学援助の認定を行い、義務教育の円滑な実施を推進します。	総務学務課
就労支援等の実施	・ひとり親家庭等に対する放課後児童クラブの利用料減免や、ひとり親家庭に対する自立支援教育訓練給付金等の就労支援を継続します。	こども家庭課
こどもの生活支援強化事業の推進	・岡山県と連携し、こどもの食事の支援、こどもの居場所づくり、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業などを推進します。	こども家庭課

## 基本施策6 ヤングケアラーの支援

### 【方向性】

- ・本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話をこどもが日常的に行うヤングケアラーの問題が全国的に顕在化する中、令和6年に子ども・若者育成支援推進法が改正され、市町村が支援すべき対象にヤングケアラーが明記されました。
- ・ヤングケアラーについての市民の理解を深め、その存在を広く周知することによって、見守りや支援活動の輪を広げます。
- ・ヤングケアラーの支援に関する専門的なアドバイスができる団体や専門家などと連携し、相談支援体制を強化します。
- ・ヤングケアラーがいる家庭が介護保険サービスを利用しやすいように、介護保険制度の周知を図ります。
- ・岡山県内や近隣のNPO等と連携し、若者支援のネットワークによる仲間づくりや相談支援を促進します。

### 【取組】

取組	取組の内容	担当課
ヤングケアラーについての理解の促進	・ヤングケアラーについて学ぶためのイベントやセミナーを開催し、市民の理解を促進します。	こども家庭課 総務学務課
相談・支援体制の充実	・学校と福祉関係者、地域包括支援センター等が連携して相談支援に取り組むための、包括的支援体制を構築します。	こども家庭課 いきいき長寿課 総務学務課
民間支援活動等との連携	・中国地方のNPO団体等と連携し、若者支援ネットワーク等の活用を促進します。	こども家庭課

# 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「瀬戸内市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、認定こども園等の整備にあたり、人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

## 2 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援制度では、子どもの保育の必要性について認定し、次の1号～3号に分けて、提供先を決定しています。

### 【認定区分と提供施設】

	認定区分	提供施設
1号	3～5歳：教育のみを希望していて、保育の必要がない場合	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育園
3号	0～2歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育園、地域型保育事業

## 3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者が円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討し実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使については、県と情報共有を行い、連携しながら取組を進めていきます。

## 4 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までのこどもの人口を平成31年から令和6年の3月末の住民基本台帳の人口をもとにコーホート変化率法※により推計しました。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	197	198	197	197	196
1歳	231	226	227	227	227
2歳	237	253	248	250	250
3歳	261	251	268	262	264
4歳	252	272	261	279	273
5歳	276	259	279	268	287
6歳	261	278	261	282	271
7歳	263	262	280	262	284
8歳	290	264	263	280	263
9歳	293	290	264	263	280
10歳	286	292	289	262	262
11歳	278	287	292	288	263

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## 5 教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育)

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

### (1)教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

各年度の「量の見込み」(見込まれる利用人数)、「確保量」(市が対応可能な人数)は以下のとおりです。児童数については人口推計(1号認定・2号認定は3歳～5歳人口の合計)、量の見込みについてはニーズ調査をもとに算定しています。

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
児童数(推計)		789	789	197	231	237	782	782	198	226	253
量の見込み(A)		197	585	31	165	200	192	588	31	166	201
確保方策(B)	特定教育・保育施設	610	617	68	138	175	610	617	68	138	175
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	12	12	13	—	—	12	12	13
	企業主導型保育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	610	617	80	150	188	610	617	80	150	188
過不足(B) - (A)		413	32	49	△15	△12	418	29	49	△16	△13

		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
児童数(推計)		808	808	197	227	248	809	809	197	227	250
量の見込み(A)		196	597	31	169	204	195	603	31	171	206
確保方策(B)	特定教育・保育施設	620	677	77	151	193	620	677	77	151	193
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	12	12	13	—	—	12	12	13
	企業主導型保育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	620	677	89	163	206	620	677	89	163	206
過不足(B) - (A)		424	80	58	△6	2	425	74	58	△8	0

		令和11年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
児童数(推計)		824	824	196	227	250
量の見込み(A)		198	612	31	174	209
確保方策(B)	特定教育・保育施設	620	677	77	151	193
	確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	12	12	13
	企業主導型保育	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	—	—	—	—	—
	計	620	677	89	163	206
過不足(B) - (A)		422	65	58	△11	△3

#### 【今後の方向性】

- ・ 既存の認定こども園4か所、幼稚園4か所、認可保育所6か所、小規模保育事業所2か所で実施します。
- ・ 3号認定については、希望園に入園できず育児休業を選択される保護者が増加していることから、小規模保育事業所を令和7年度に1か所開園予定です。今後は、幼保連携型認定こども園の令和9年度開設に向けて準備する予定です。
- ・ 今後の児童数の推移を見ながら施設整備を考える必要があるため、既存の幼稚園や保育園のあり方については、こども園化を含めて検討します。
- ・ 事業所内保育、企業主導型保育事業が利用可能となるよう、企業等へ働きかけを行います。
- ・ 公設の保育施設については、機能維持のため建物の修繕及び機器の更新等を計画的に行います。

## (2)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

乳児等通園支援事業は、保育園等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育園等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

単位：時間、人			令和 7年度※	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	量の見込み	受入可能時間数		120	120	480	480
		利用定員数		2	2	4	4
	確保方策	受入可能時間数		120	120	480	480
		利用定員数		2	2	4	4
1歳児	量の見込み	受入可能時間数		120	120	360	360
		利用定員数		2	2	3	3
	確保方策	受入可能時間数		120	120	360	360
		利用定員数		2	2	3	3
2歳児	量の見込み	受入可能時間数		120	120	360	360
		利用定員数		2	2	3	3
	確保方策	受入可能時間数		120	120	360	360
		利用定員数		2	2	3	3

※令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として実施します。

### 【今後の方向性】

- ・利用ニーズの把握や近隣の市町の動向を見ながら、認定こども園等において提供体制を確保していきます。

## 6 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の事業ごと・年度ごとの「量の見込み」（見込まれる利用人数）、「確保量」（市が対応可能な人数）は以下のとおりです。「量の見込みは」ニーズ調査や実績をもとに算定しています。

### (1) 延長保育事業

#### 【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育園等で保育を実施する事業です。

#### 【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
月間人数	300	303	302	358

令和4年度までは約300人で推移していましたが、令和5年度では358人の児童が利用しています。

#### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	329	334	335	341	342
確保方策（B）	426	426	462	462	462
差引（B）－（A）	97	92	127	121	120

#### 【今後の方向性】

- ・すべての認定子ども園・認可保育所で実施し、多様化する保護者の働き方に対応できる提供体制を確保します。

## (2)放課後児童健全育成事業

### 【概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室などの専用施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数	467	453	476	551
1年生	120	135	127	164
2年生	104	105	134	123
3年生	103	89	87	122
4年生	75	69	62	73
5年生	45	40	44	46
6年生	20	15	22	23

就労する保護者の増加に伴い、利用児童数は年々増加傾向にあります。

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	511	528	534	542	548
1年生	132	143	137	148	144
2年生	122	125	136	128	140
3年生	119	106	108	115	109
4年生	69	87	78	78	84
5年生	50	44	55	48	49
6年生	19	23	20	25	22
確保方策 (B)	691	691	691	691	691
差引 (B) - (A)	180	163	157	149	143

### 【今後の方向性】

- ・現在放課後児童クラブは公設12か所、民設7か所の合計19か所あり、令和7年度に民設を1か所新設する予定です。
- ・放課後児童の健全育成を推進するため、支援員の資質の向上に努めます。
- ・放課後児童クラブ運営指針に基づく適正な運営が行われるよう、指導助言を行います。
- ・公設の放課後児童クラブは、機能維持のため建物の修繕及び機器の更新等を計画的に行います。

### (3)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

#### 【概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもを児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

#### 【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	150	10	20	38

保護者の状況により、年度ごとの利用日数は異なりますが、今後も一定のニーズが見込まれます。

#### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	53	60	67	72	78
確保方策(B)	90	90	90	90	90
差引(B) - (A)	37	30	23	18	12

#### 【今後の方向性】

- ・近隣自治体にある児童養護施設3施設、乳児院1施設で実施します。

## (4)地域子育て支援拠点事業

### 【概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	12,599	10,908	12,997	11,849

年度ごとの利用者数は異なりますが、今後も一定のニーズが見込まれます。

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	12,419	12,545	12,838	13,009	13,299
確保方策（B）	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
設置か所数	5	5	5	5	5
差引（B） - （A）	13,581	13,455	13,162	12,991	12,701

### 【今後の方向性】

- ・市内の地域子育て支援センター5か所（私立3か所、公立2か所）で実施し、提供体制を確保します。

## (5)一時預かり事業

### 【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園型	7,915	8,332	5,425	5,837
幼稚園型以外	3,046	2,759	3,835	2,977

利用数は年度ごとにバラつきがありますが、今後も一定のニーズが見込まれます。

### 【量の見込みと確保方策】

◎幼稚園型（認定こども園在園児（教育利用）を対象）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	6,469	6,622	7,036	7,256	7,627
確保方策（B）	11,468	11,468	11,468	11,468	11,468
差引（B）－（A）	4,999	4,846	4,432	4,212	3,841

◎幼稚園型以外

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	3,498	3,571	3,688	3,767	3,878
確保方策（B）	7,596	7,596	7,596	7,596	7,596
一時預かり事業 （幼稚園型以外）	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
子育て援助活動 支援事業	96	96	96	96	96
差引（B）－（A）	4,098	4,025	3,908	3,829	3,718

### 【今後の方向性】

- ・幼稚園型の一時預かり事業については、認定こども園4か所、幼稚園4か所で実施し、提供体制を確保します。
- ・幼稚園型以外の一時預かり事業については、認定こども園2か所、認可保育所5か所、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）で実施します。

## (6)病児・病後児保育事業

### 【概要】

病児及び病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、一時的に保育を実施する事業です。

### 【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	46	178	255	301

利用数は増加傾向で推移しており、今後もニーズが高まるものと考えられます。

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	310	312	319	322	329
確保方策（B）	580	580	580	580	580
差引（B） - （A）	270	268	261	258	251

### 【今後の方向性】

- ・市内2か所で実施します。また、利便性を考慮し、実施施設の拡充を目指します。
- ・県南市町村との広域相互利用協定により、市外の施設の利用体制を確保します。

## (7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

### 【概要】

乳幼児や小学生等のこどもを有する子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	187	120	163	186

年により利用数は変動していますが、今後も一定のニーズが見込まれます。

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	190	196	200	205	210
確保方策(B)	226	226	226	226	226
差引(B) - (A)	36	30	26	21	16

### 【今後の方向性】

- ・ファミリー・サポート・センター事業の提供会員により実施します。
- ・保育園や幼稚園などへの送迎サービスを提供できるよう、提供会員を増やします。
- ・養成講座を実施し、提供会員を確保します。

## (8)利用者支援事業

### 【概要】

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

### 【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所	1	1	1	1

教育・保育担当課職員が対応しています。

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1	1	1	1	1
確保方策（B）	1	1	1	1	1

### 【今後の方向性】

- ・教育・保育担当課職員が担当課窓口で実施します。

## (9)乳児家庭全戸訪問事業

### 【概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

### 【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問人数	166	178	172	187

毎年、出生届があった乳児家庭に対して実施しています。

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	197	198	197	197	196
確保方策（B）	197	198	197	197	196

### 【今後の方向性】

- ・出生届のあった乳児家庭の全戸を、市の保健師・助産師が訪問します。必要な場合は事後のフォロー訪問も行います。
- ・保健師など、本事業の実施に必要な人材（専門職）の確保に努めます。

## (10)産後ケア事業

### 【概要】

退院直後の心身の不調や育児不安がある等の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	29	29	29	29	29
確保方策(B)	29	29	29	29	29

### 【今後の方向性】

- ・安心して子育てできるように、医療機関、助産院、自宅等で助産師や保健師等が心身のケア、授乳指導、育児相談等を実施します。

## (11)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

### ①養育支援訪問事業

#### 【概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する助言・指導等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

#### 【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用人数	35	7	0	0

毎年、必要な家庭に対して実施していますが、近年は減少しています。

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	8	8	8	8	8
確保方策(B)	90	90	90	90	90

### 【今後の方向性】

- ・助産制度利用者や医療機関などからの連絡により、出産直後から支援が必要な家庭を把握し、保健師・助産師等が定期的に訪問して事業を実施します。

## ②子育て世帯訪問支援事業

### 【概要】

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

### 【今後の方向性】

- ・現在対応できる体制が整備されていないので、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

## ③児童育成支援拠点事業

### 【概要】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポートや進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

### 【今後の方向性】

- ・現在対応できる体制が整備されていないので、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

## ④親子関係形成支援事業

### 【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

### 【今後の方向性】

- ・現在対応できる体制が整備されていないので、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

## (12)妊婦健康診査事業

### 【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診対象者数	282	233	289	292
健診回数（延べ）	1,837	2,184	2,070	2,228

毎年、母子健康手帳の交付を受けた方に対して実施しています。

### 【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診対象者数	200	204	206	209	210
健診回数（延べ）	1,400	1,428	1,442	1,463	1,470

### 【今後の方向性】

- ・母子健康手帳の交付を受けた方に対し、保健師・助産師により実施します。

## (13)実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育等を受けた場合に、日用品や文房具、行事への参加費用等で市町村が定めるものの全部または一部を助成する事業です。本市においても継続して取り組みます。

## (14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。本市でも検討を進めます。

# 第6章 計画の推進

## 1 施策の実施状況の点検

### (1) 計画の評価・検証

- ・ 施策・事業について、毎年、進捗状況を把握し、評価・検証を行います。
- ・ 計画の進捗状況を踏まえて、さらに計画が推進されるよう【Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（評価・検証）→Action（改善）】のPDCAサイクルの構築に努めます。
- ・ 計画の推進にあたっては、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、計画の進捗状況と評価・検証の結果を「瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会」に報告し、効果的な施策の展開を推進します。

### (2) 計画の見直し・変更

- ・ 計画期間に計画の見直し・変更をする場合には、「瀬戸内市次世代育成支援対策協議会」の委員の意見を聴取するものとします。

### (3) 情報提供・周知

- ・ 広報紙やホームページなどの多様な媒体を活用し、この計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民に周知します。

## 2 国・県等との連携

- ・ この計画に関わる施策は、国や県との連携のもと、推進していくことが重要です。
- ・ 市民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉・教育分野におけるさまざまな制度の充実と改革に努め、国や県に対して積極的に提言や要望を行います。

# 資料編

## 1 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会

### (1) 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会条例

平成 25 年 7 月 10 日

条例第 32 号

改正 平成 26 年 3 月 20 日条例第 9 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 21 条及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの保護者（法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）をいう。）、市内において事業活動を行う法人を代表する者、子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 協議会は、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、こども・健康部こども家庭課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月17日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月18日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日条例第13号) 抄

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 令和6年度瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

職 種	職 名	氏 名 (敬称略)
学識経験者代表	就実短期大学幼児教育学科教授	土田 耕司
	就実大学教育学部初等教育学科准教授	田中 修敬
親子クラブ代表	長船町おやこクラブ	吉形 芽生
保育園長	牛窓ルンビニ保育園長	黒井 覚然
	瀬戸内市立福田保育園長	吉田 安吏代
幼稚園長	瀬戸内市立邑久幼稚園長	山本 敏子
学童保育指導者代表	美和っ子クラブ支援員	木田 やよい
	ゆめクラブ指導者	田淵 路湖
	おかやま放課後児童クラブ運営機構	矢吹 真子
市PTA代表	瀬戸内市PTA連合会長	川崎 清香
小・中学校校長	瀬戸内市立牛窓東小学校長	岩崎 正直
青少年育成センター	瀬戸内市青少年育成センター所長	出射 実
民生委員児童委員代表	瀬戸内市民生委員児童委員協議会長	◎堀野 誠一
主任児童委員代表	瀬戸内市主任児童委員代表	○上野 洋子
愛育委員会代表	瀬戸内市愛育委員協議会長	小林 鈴代
栄養委員代表	瀬戸内市栄養改善協議会長	日下 秀子

◎会長、○副会長

## 2 策定経過

令和5年 7月24日	令和5年度 第1回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 ・令和4年度瀬戸内市子ども・子育て支援事業14項目の実績について ・瀬戸内市こども計画策定に係るニーズ調査の実施について
11月28日	令和5年度 第2回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 ・瀬戸内市こども計画策定に係るニーズ調査（案）について
令和6年 1月	瀬戸内市こども計画策定に係るニーズ調査の実施
2月	市内小学5年生、中学2年生を対象にアンケート調査実施
3月22日	令和5年度 第3回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 ・瀬戸内市こども計画策定に係るニーズ調査結果の報告 瀬戸内市こども計画策定 諮問
8月31日	令和6年度 第1回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 ・令和5年度瀬戸内市子ども・子育て支援事業14項目の実績について ・瀬戸内市こども計画の策定について
10月31日	令和6年度 第2回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 ・瀬戸内市こども計画骨子（案）について
令和7年 1月20日	令和6年度 第3回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 ・瀬戸内市こども計画（素案）について
1月27日	パブリックコメントの実施（1月27日～2月25日）
3月13日	令和6年度 第4回瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会
3月27日	瀬戸内市こども計画（案）答申

---

## 瀬戸内市こども計画

発行年月:令和7年3月

発行:瀬戸内市

編集:瀬戸内市役所 こども・健康部 こども家庭課

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300-1

TEL:0869-24-8015

FAX:0869-24-8081

---